



2023~2027 年度
(令和 5~9 年度)

釧路市文化芸術振興計画



釧路市教育委員会

目 次

1	計画の目的と策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ		
3	計画の構成と期間	2
4	施策の体系	3
5	文化芸術に関する実態調査結果	4
6	計画の内容		
	(1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実		
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	16
	主な事業とその内容	17
	現状データ	18
	(2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展		
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	20
	主な事業とその内容	21
	現状データ	22
	(3) 文化財の保存、活用及び継承		
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	24
	主な事業とその内容	25
	現状データ	26
	(4) アイヌ文化の保存、継承及び発展		
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	28
	主な事業とその内容	29
	現状データ	30
	(5) 子どもが行う文化芸術活動の充実		
	現状と課題、施策の方向、具体的な施策	32
	主な事業とその内容	33
	現状データ	34

目 次

(6) 文化芸術を担う人材の育成	
現状と課題、施策の方向、具体的な施策	36
主な事業とその内容	37
現状データ	38
(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実	
現状と課題、施策の方向、具体的な施策	40
主な事業とその内容	41
現状データ	42
(8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進	
現状と課題、施策の方向、具体的な施策	44
主な事業とその内容	45
現状データ	46
(9) その他文化芸術の振興に関する基本的な事項	
現状と課題	48
施策の方向、具体的な施策	49
主な事業とその内容	50
現状データ	51
7 参考資料	52

1 計画の目的と策定の趣旨

釧路市は釧路湿原と阿寒摩周の2つの国立公園をはじめとする、海洋、森林、湖沼、河川等多彩で豊かな自然環境に恵まれ、これらの恩恵を受けながら、はるか昔から豊かな文化が育まれ、農業、水産業、鉱工業、観光業など、さまざまな産業の発達とともに新たな文化が生まれてきました。

また、アイヌ文化に加え、日々の暮らしの中から生まれた本市の伝統的な文化芸術は、豊かで活力ある社会の形成に重要な役割を担ってきました。

文化芸術は、人間性、創造性を培う糧となるものであり、文化芸術を身近に感じられることにより、この地に暮らす誰もが心豊かに充実した生活を送ることができます。

このことを踏まえ、2014年4月、本市の文化芸術の振興を総合的・計画的に推進するための基本となる条例「釧路市文化芸術振興基本条例」を制定するとともに、条例の趣旨に基づいた「釧路市文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術に関する具体的な施策の推進に努めてきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした社会の急激な変化は、日々の暮らしへの不安を増大させるとともに、地域社会の活力低下を招くなど、憂慮すべき課題を山積させました。しかし、その時々々の困難な状況を克服するためには、生活への潤いと豊かさを創造し、地域社会全体を活性化させる力をもつ文化芸術の役割は極めて重要です。

本計画は、市民一人一人が郷土に誇りと愛着をもちながら、豊かな社会生活を送ることができるよう、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、まちのみらいを担う人づくりのための教育を目指した「釧路市教育大綱」を具現化した行動計画であり、本市の社会教育行政推進の基本指針である「釧路市社会教育推進計画」と深い関連性をもたせています。

また、この計画は、「釧路市文化芸術振興基本条例」に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的、計画的に示すものとして位置付けています。

さらに、新たなまちづくりの指針となる「釧路市まちづくり基本構想」及び子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を願い策定した「釧路市教育推進基本計画」との有機的な連動を図っています。

3 計画の構成と期間

この計画は、釧路市文化芸術振興基本条例第5条第2項各号に掲げる9つの項目を柱に構成し、それぞれの現状と課題を踏まえ、施策の方向、具体的な施策、主な事業等を示しています。

文化芸術の振興にあたっては、今日的意義や社会情勢の変化等を踏まえ、重点的・戦略的に取り組むとともに、「釧路市社会教育推進計画」及び「釧路市教育推進基本計画」との関連性が深いため、これらの計画期間を考慮し、この計画の対象期間を2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年とします。

計 画 期 間

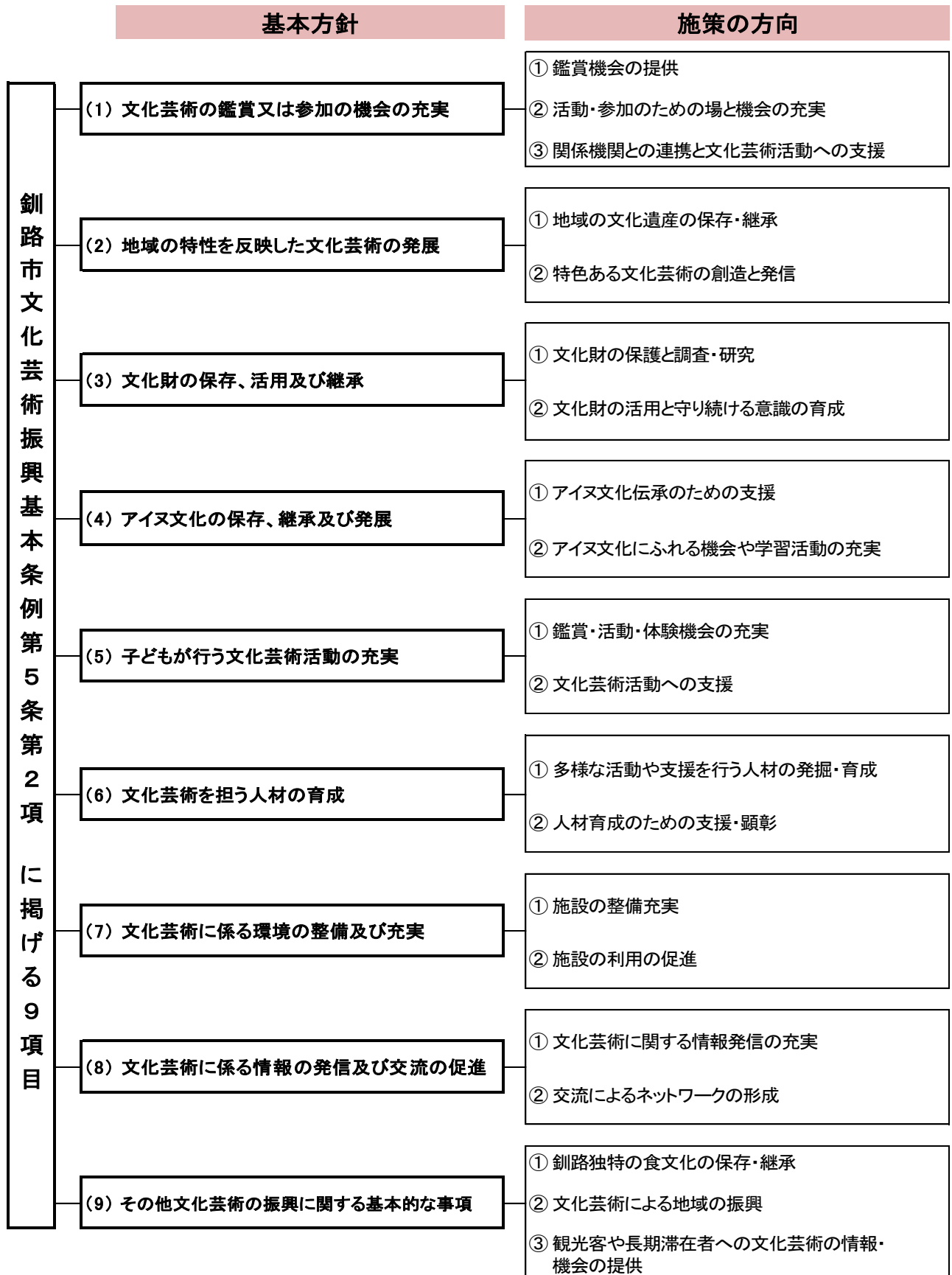
釧路市総合計画	釧路市まちづくり基本構想
2008～2017年度	2018～2027年度

釧路市教育推進基本計画		
2013～2017年度	2018～2022年度	2023～2027年度

釧路市社会教育推進計画		
2013～2017年度	2018～2022年度	2023～2027年度

★釧路市文化芸術振興計画★		
2015～2017年度	2018～2022年度	2023～2027年度

4 施策の体系

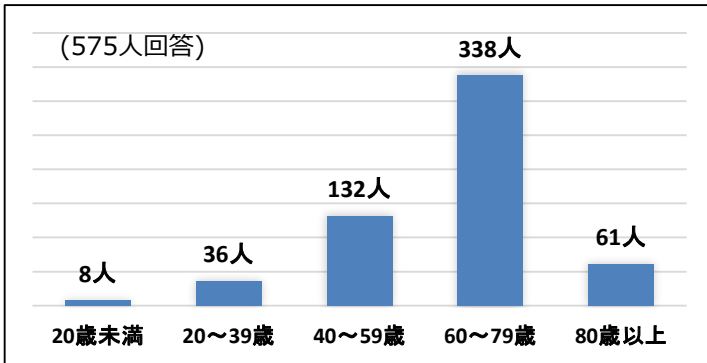


5 文化芸術に関する実態調査結果（令和4年度実施）

市民の文化芸術に対する意識や活動等の実態を把握するため、社会教育施設やスポーツ施設、コミュニティ施設等を利用されている市民、文化芸術活動をされている市民の皆様にアンケート調査に協力していただきました。また、市内小中学校の児童・生徒と高校の生徒にもアンケート調査に協力していただきました。

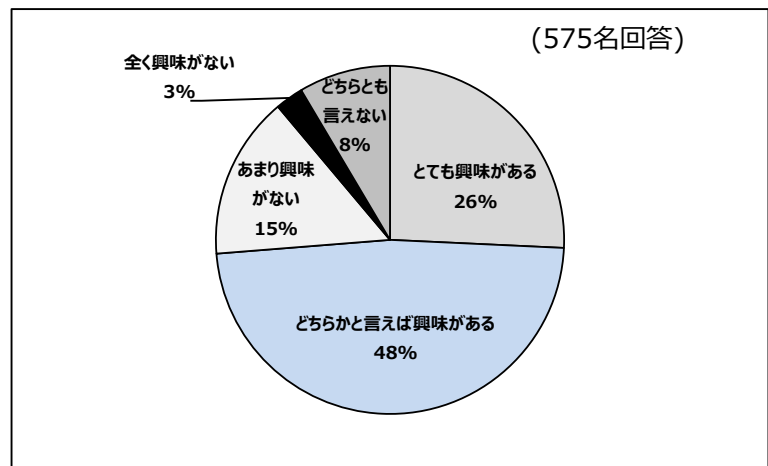
成人（18歳以上）の意識調査結果

■ あなたの年齢を教えてください。



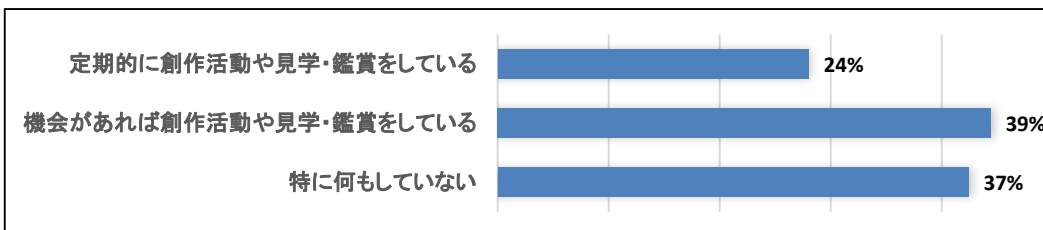
※文化芸術活動をされている方々は、別に調査をしています。

■ あなたは文化芸術活動に興味がありますか？



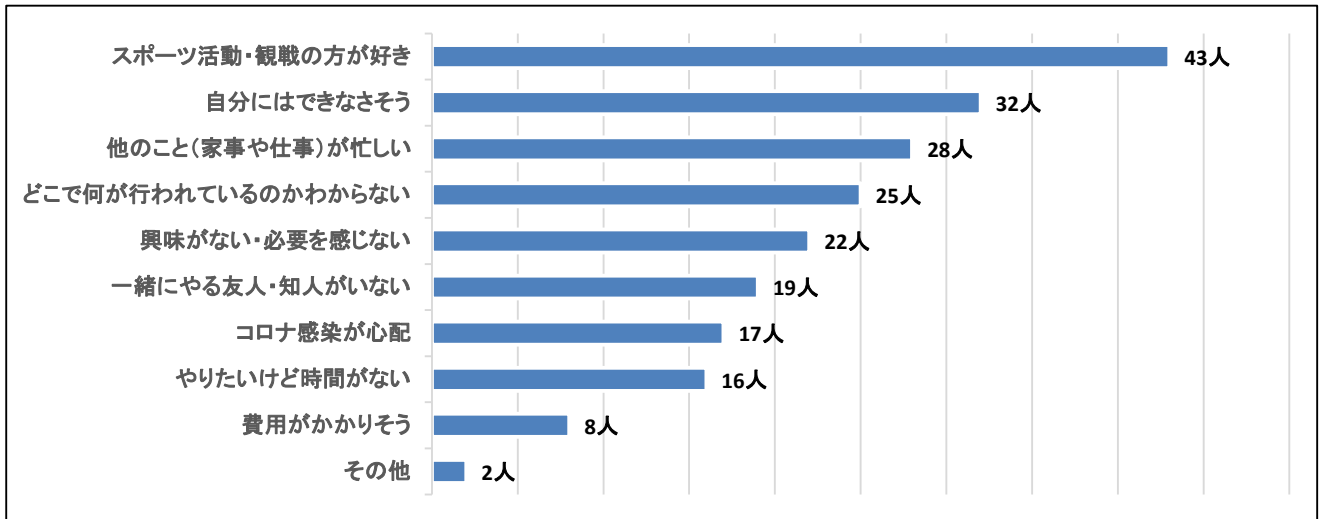
文化芸術活動に対し、74%の人が「興味がある」「どちらかと言えば興味がある」と回答し、多くの市民が文化芸術活動に興味関心を示しています。また、前回調査より5%アップしています。

■ あなたは文化芸術活動を行っていますか？



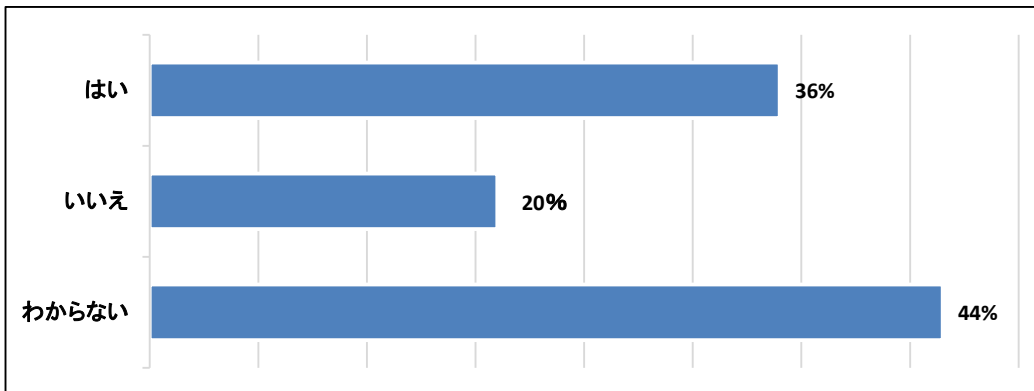
「定期的な創作活動や見学・鑑賞をしている」が全体の24%、「機会があれば創作活動や見学・鑑賞をしている」が39%、「特に何もしていない」が37%で、6割以上の市民が定期的または機会があれば活動や見学等を行っていることが分かりました。また、前回調査より4%アップしています。

■ あなたが文化芸術活動をしていない理由は何ですか？



「特に何もしていない」と回答した方にその理由を聞きました。「スポーツ活動・観戦の方が好き」「自分にはできなさそう」が上位を占めました。

○また、「スポーツ活動・観戦の方が好き」「興味が無い・必要を感じない」以外の方のうち、その課題が解決されたら文化芸術活動をしてみたいかどうかを聞きました。

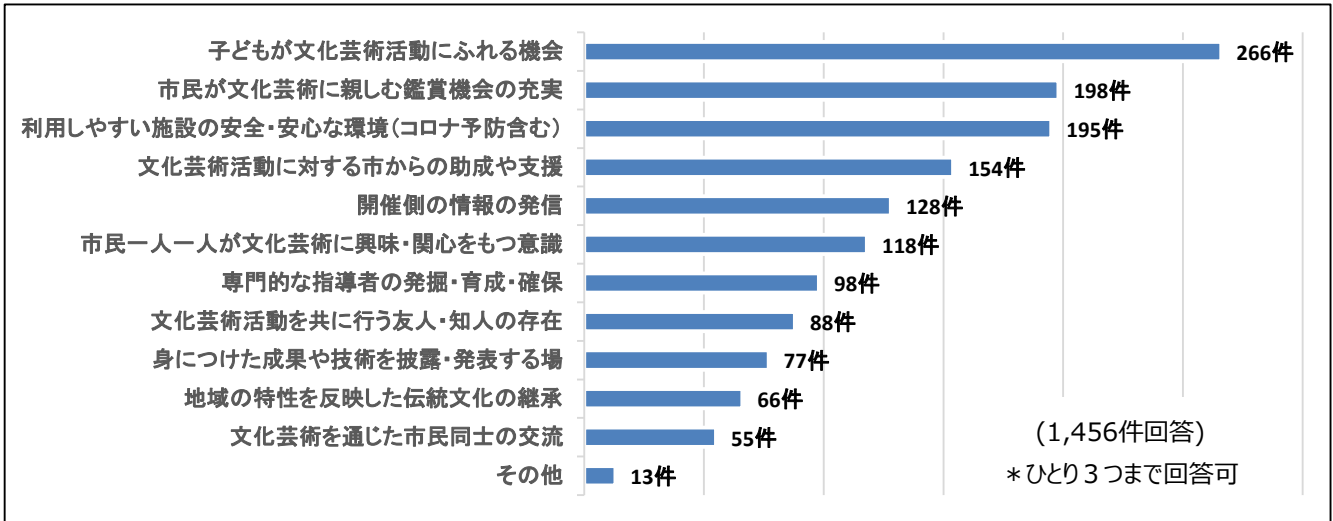


4割弱の方が、それぞれ感じている課題が解決された場合、何らかの文化芸術活動をしてみたいと思っています。

～文化芸術の範囲～ 「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲(第8～14条)

- ・芸術:文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)
 - ・メディア芸術:映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
 - ・伝統芸能:雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能
 - ・芸能:講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
 - ・生活文化:茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
 - ・国民娯楽:囲碁、将棋その他の国民的娯楽
 - ・出版物及びレコード等
 - ・文化財等:有形及び無形の文化財並びにその保存技術
 - ・地域における文化芸術:地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民族的な芸能)
- ※釧路市では、文化財等として「地域資(史)料」についても文化芸術に含めています。

■ 釧路市の文化芸術振興のために必要だと思うことは何ですか？



釧路市の文化振興のために必要だと思うことについて、1,456件の回答をいただきました。

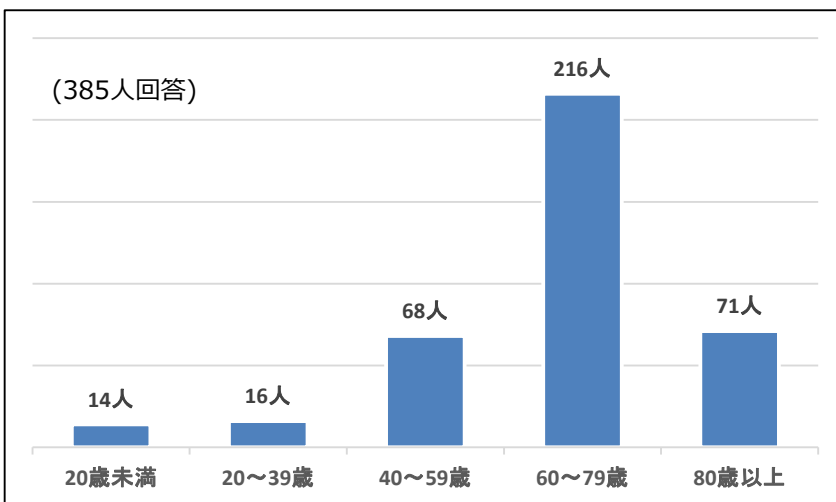
「子どもが文化芸術にふれる機会」「市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実」「利用しやすい施設の安全・安心な整備」が上位を占め、前回調査と同様の結果となりました。

釧路市の文化芸術振興のためには、これらの質問項目全てが重要であり、さまざまな施策のもと、市民の皆様との協働体制を構築し進めていくことが大切です。

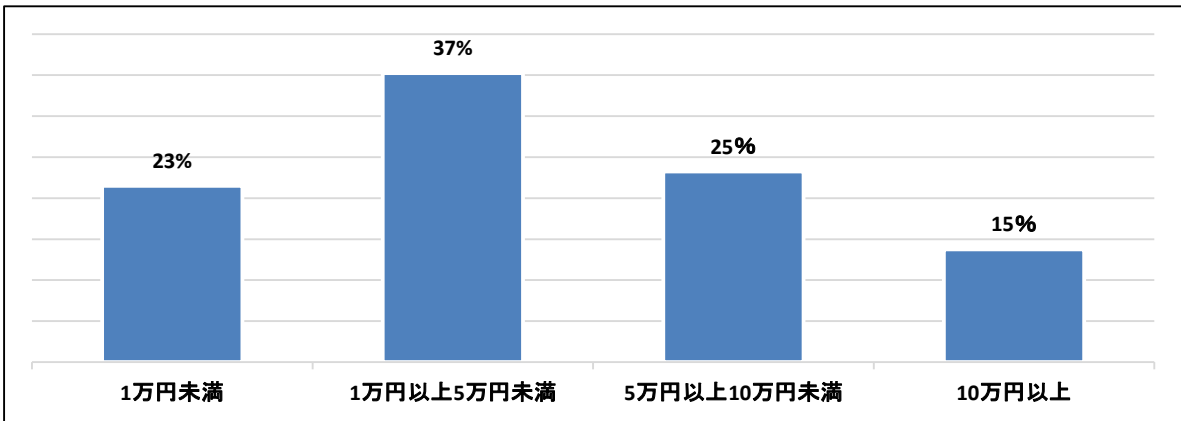
文化芸術活動をされている皆様の意識調査結果

■ あなたの年齢を教えてください。

※この調査は、釧路市文化団体連絡協議会の協力を得て実施しました。

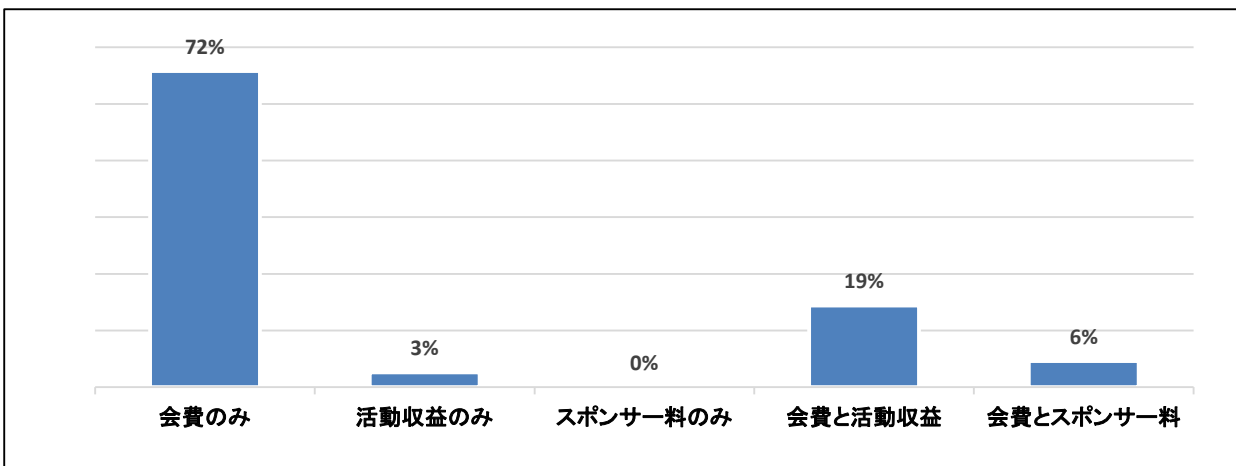


■ あなた自身の年間の活動に要する費用（会費含む）はどのくらいですか？



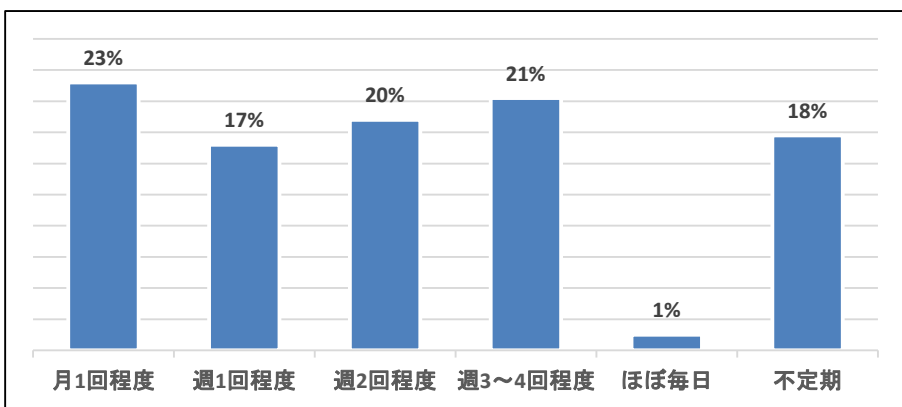
文化芸術活動をされている方々に、1年間の活動に要する費用を聞きました。「1万円以上5万円未満」が37%、「5万円以上10万円未満」が25%と続いています。「年間10万円以上」を要する方も15%おりました。

■ あなたが所属する団体の活動費は何で賄っていますか？



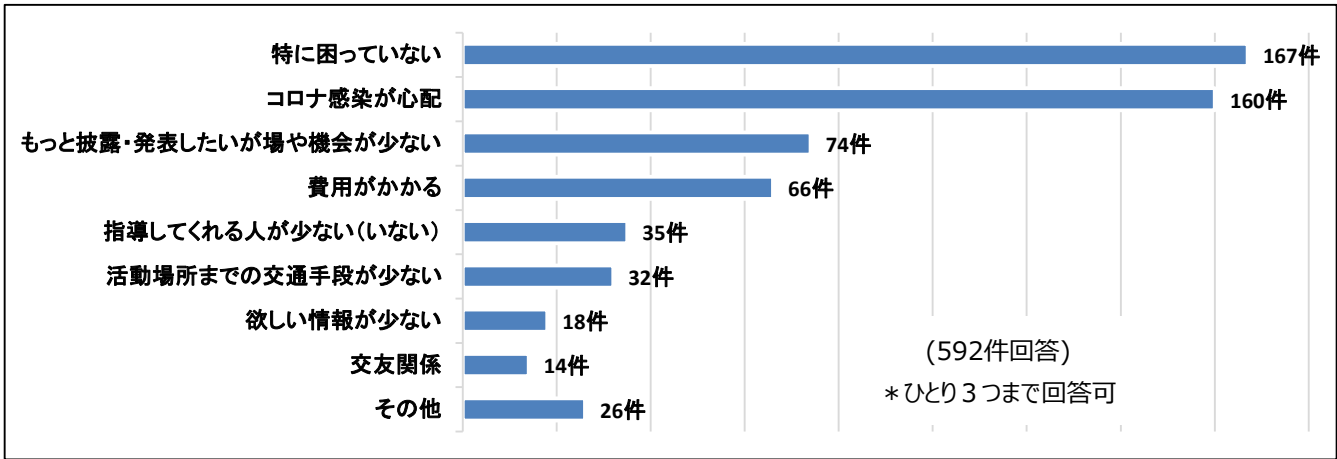
それぞれの団体等の活動費が、何で賄われているかを聞きました。「会費のみ」が72%と最も多く、会費と活動収益が19%と続いています。

■ あなたが所属する団体のひと月の活動回数はどのくらいですか？



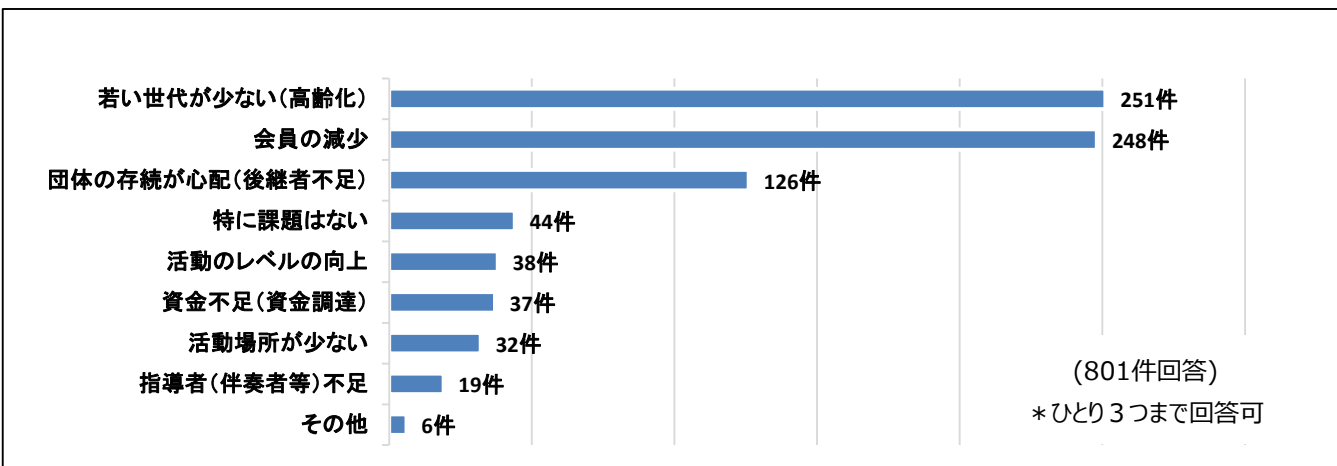
それぞれの団体のひと月の活動回数を聞きました。「月1回程度」が23%と一番多く、次に「週3～4回程度」「週2回程度」と続いています。

■ あなた自身、活動をする上で困っていることは何ですか？



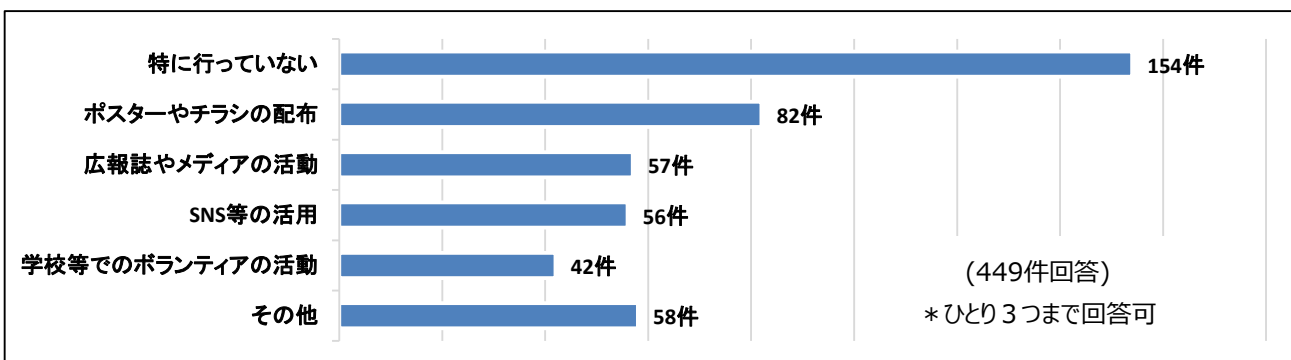
活動する上で、困っていることについて聞きました。「特に困っていない」が167件(28%)と一番多く、「コロナ感染が心配」が160件(27%)、「もっと披露・発表したいが場や機会が少ない」が74件(13%)と続いています。

■ あなたが所属する団体や活動における課題等は何ですか？



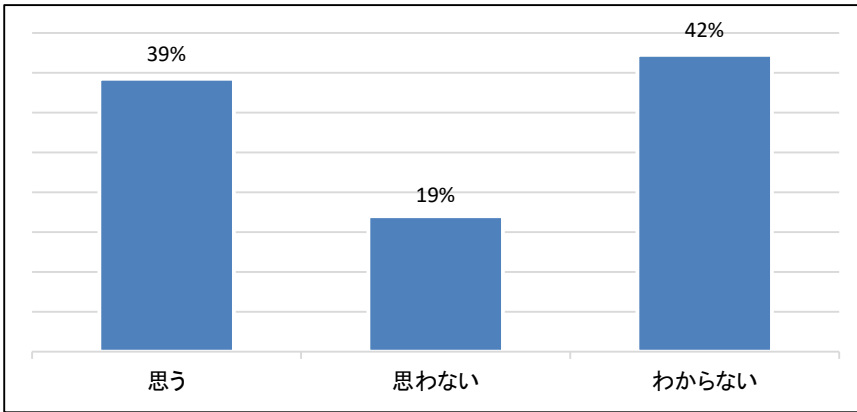
それぞれの団体や活動における課題等について聞きました。「若い世代が少ない(高齢化)」が251件(31%)、「会員の減少」が248件(31%)、「団体の存続が心配(後継者不足)」が126件(16%)と、団体の存続にかかわる課題が8割近くとなり大きな課題となっています。

■ あなたが所属する団体では会員を増やす取組を行っていますか？



6割以上が何らかの方法で会員を増やす取組を行っています。

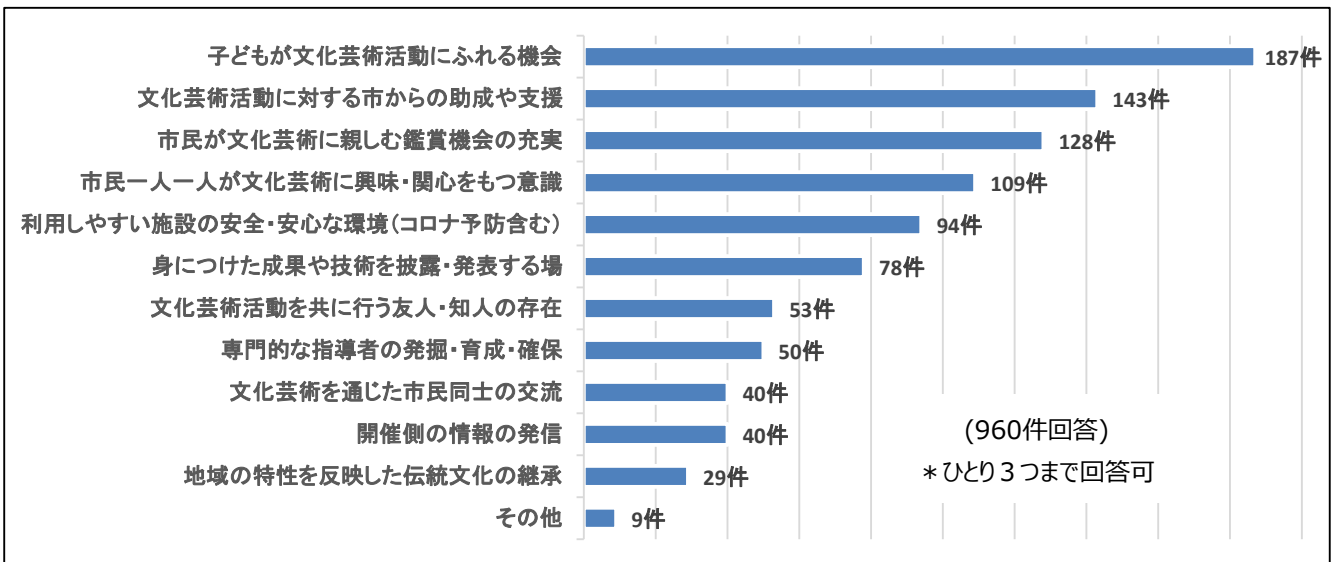
■ 活動や発表風景のオンライン配信は必要だと思いますか？



新たな手法として、活動や発表風景のオンライン配信は必要かどうかを聞きました。約4割の方が必要だと思っています。

また、「思わない」「わからない」が約6割で、活動がオンライン配信に馴染まない、或いは難しいと判断しているものと思われます。

■ 釧路市の文化芸術振興のために必要だと思うことは何ですか？



釧路市の文化芸術振興のために必要だと思うことについて、960件の回答をいただきました。

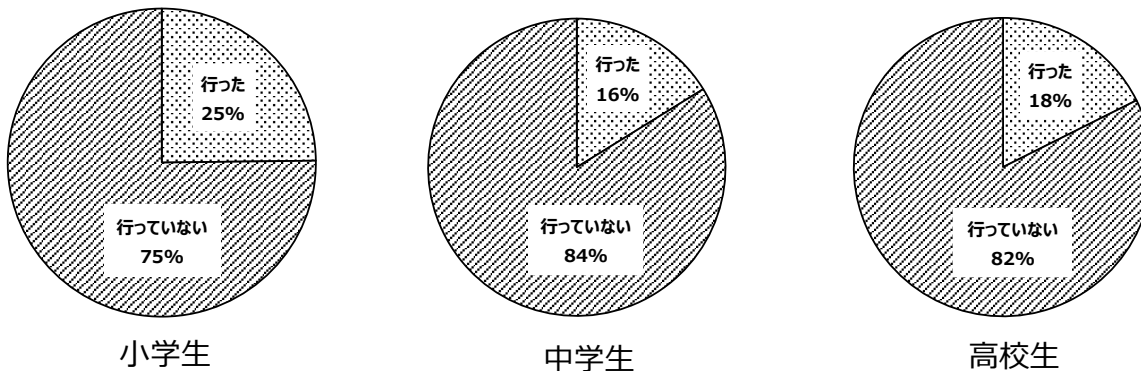
「子どもが文化芸術にふれる機会」「文化芸術活動に対する市からの助成や支援」「市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実」が上位を占めました。また、「市民一人一人が文化芸術に興味・関心をもつ意識」が上位に位置するなど、文化芸術活動をされている方々の思いが伝わる結果となりました。

子どもの意識調査結果

※市内小学校4～6年生、中学校1～3年生の児童・生徒、高校（北陽高校）1～3年生の生徒を対象に調査をしました。高校生は今回初めて調査をしました。

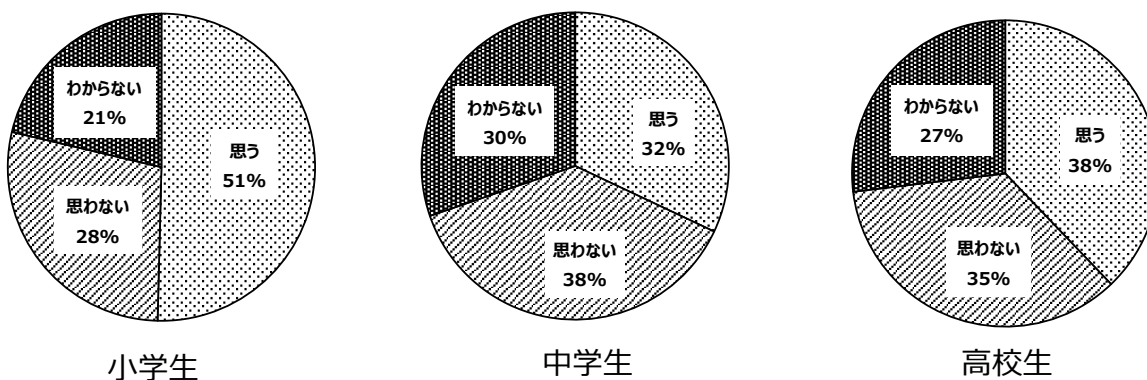
(回答：小：2,867人、中：2,330人、高校：420人)

■ この一年間で、学校の授業や行事以外で、絵や彫刻などの作品を見に行きましたか？



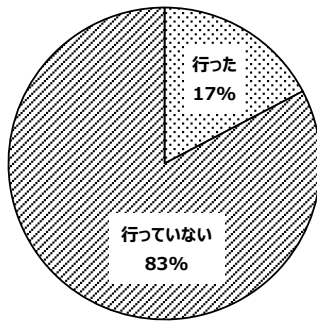
学校の授業や行事以外での絵画や彫刻などの鑑賞について、小学生は25%、中学生は16%、高校生は18%「行った」と回答しました。前回調査と対象学年は違いますが、小学校で16%、中学校で2%アップしました。

■ あなたはこれから、絵や彫刻などの作品を見るチャンスがあれば行きたいと思いますか？

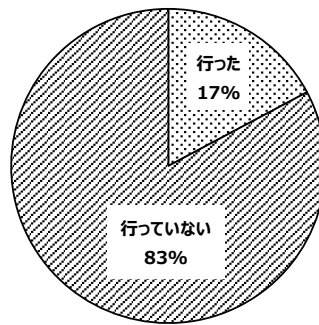


絵画や彫刻などを鑑賞する機会があれば行きたいと思う児童生徒は、小学生は51%ですが、中学生32%、高校生38%とやや低い状況です。小中学生は前回調査と同様の結果となりました。

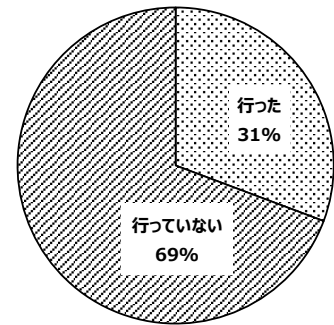
■ この一年間で、学校の授業や行事以外で、コンサートやミュージカル、バレエ、演劇などを見に行きましたか？



小学生



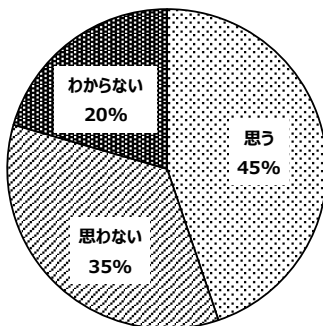
中学生



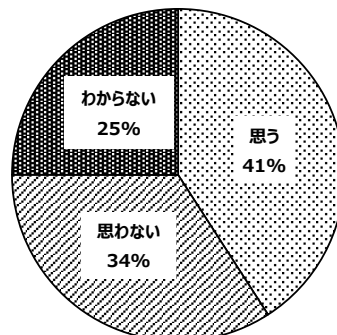
高校生

学校の授業や行事以外で、コンサートやミュージカル、バレエ、演劇などを鑑賞した児童生徒は、小・中学生ともに17%、高校生は30%を超えています。前回調査より小学生は9%アップ、中学生は8%ダウンしました。

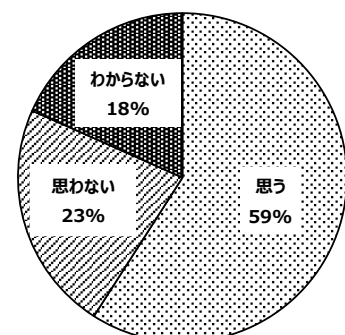
■ あなたはこれから、コンサートやミュージカル、バレエ、演劇などを見るチャンスがあれば行きたいと思いますか？



小学生



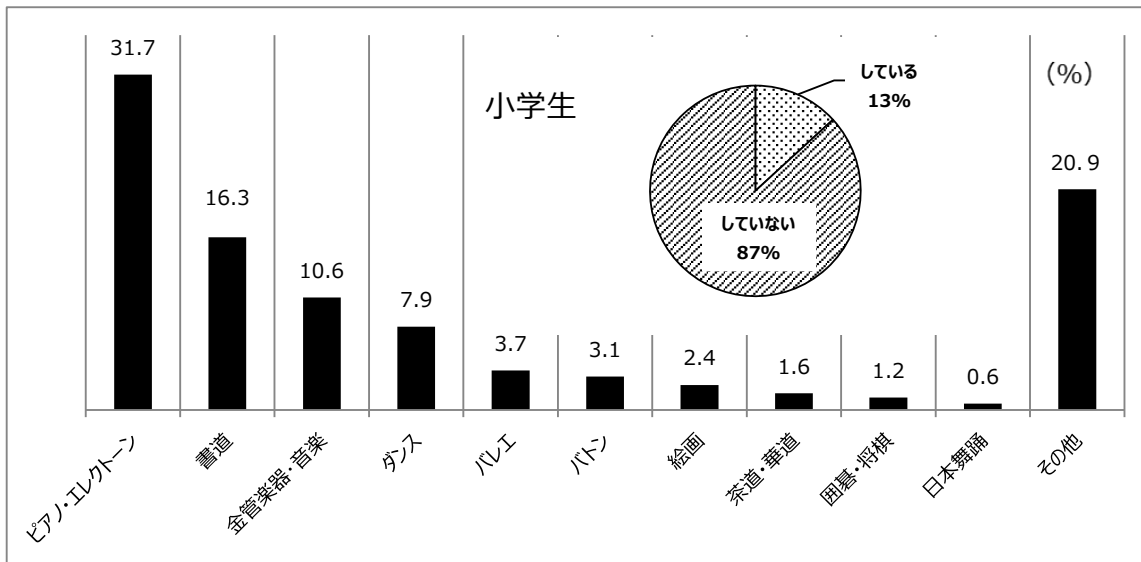
中学生



高校生

コンサートやミュージカル、バレエ、演劇などの鑑賞について、高校生になると約6割の生徒がステージ・舞台部門の文化芸術に関心を寄せています。前回調査より小学生は6%ダウンし、中学生は10%アップしました。

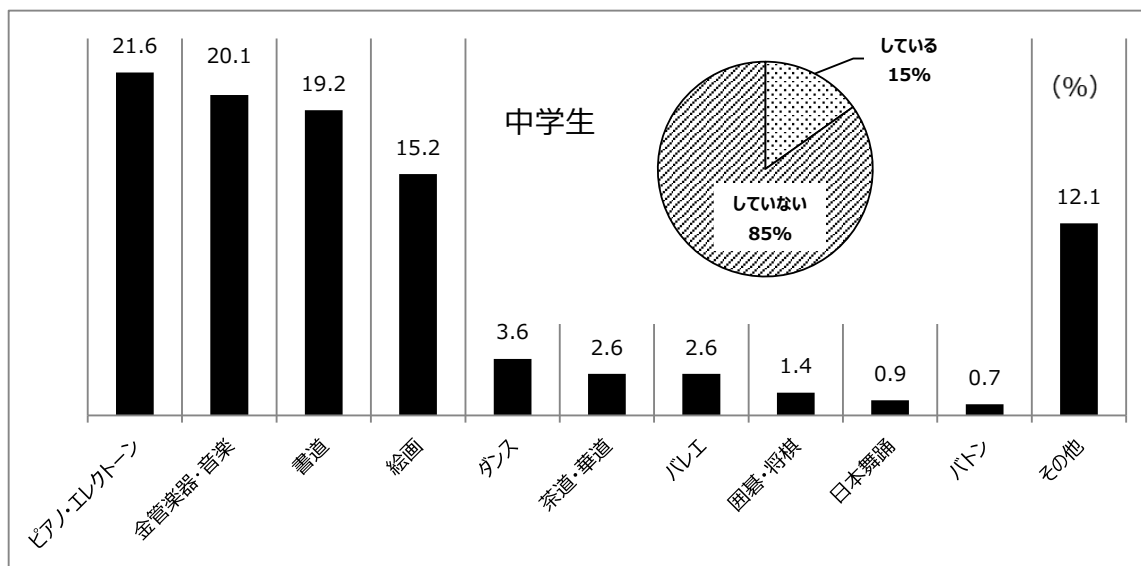
■ あなたは、文化芸術に関係する習いごとや活動をしていますか？（小学生）



文化芸術の習い事や活動をしている小学生は全体の13%でした。「ピアノ・エレクトーン」が31%を超えています。「その他」は、和太鼓やよさこい、傘おどり等でした。

※前回調査と回答項目が違います

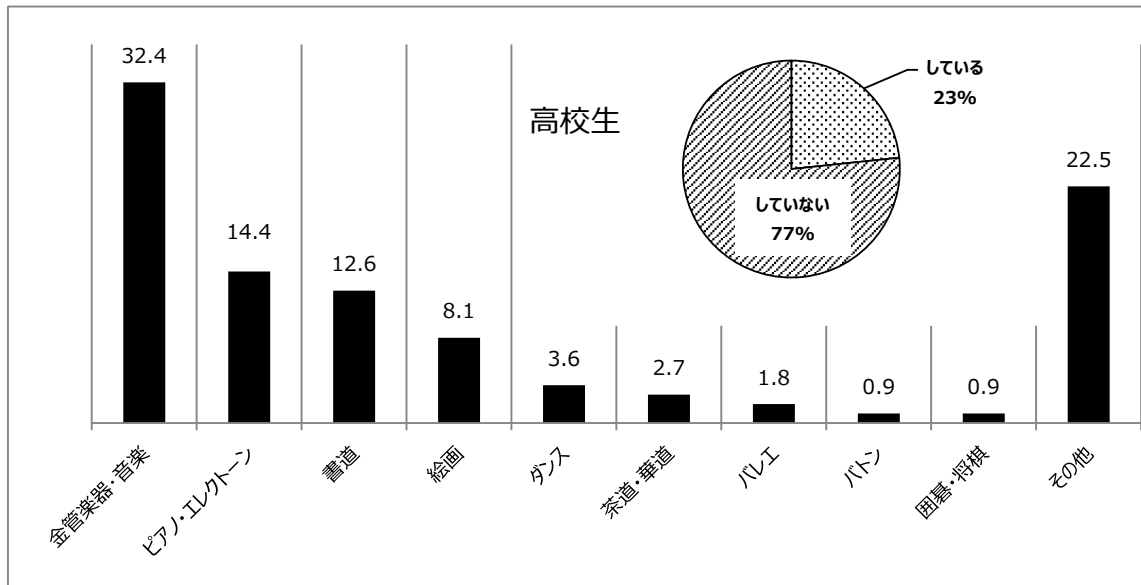
■ あなたは、文化芸術に関係する習いごとや活動をしていますか？（中学生）



文化芸術の習い事や活動をしている中学生は全体の15%でした。「ピアノ・エレクトーン」が21%を超え、「金管楽器・音楽」も20%を超えています。

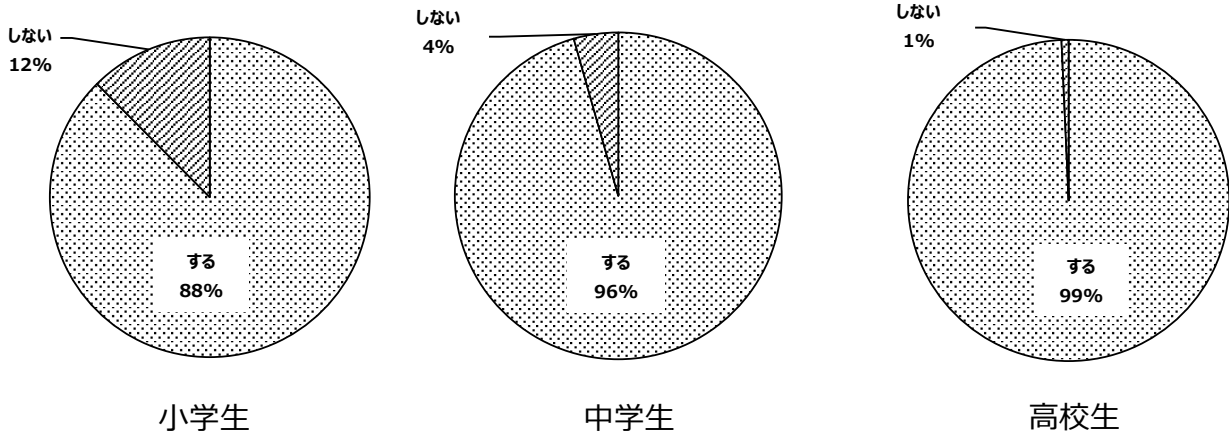
※前回調査と回答項目が違います

■ あなたは、文化芸術に関係する習いごとや活動をしていますか？（高校生）



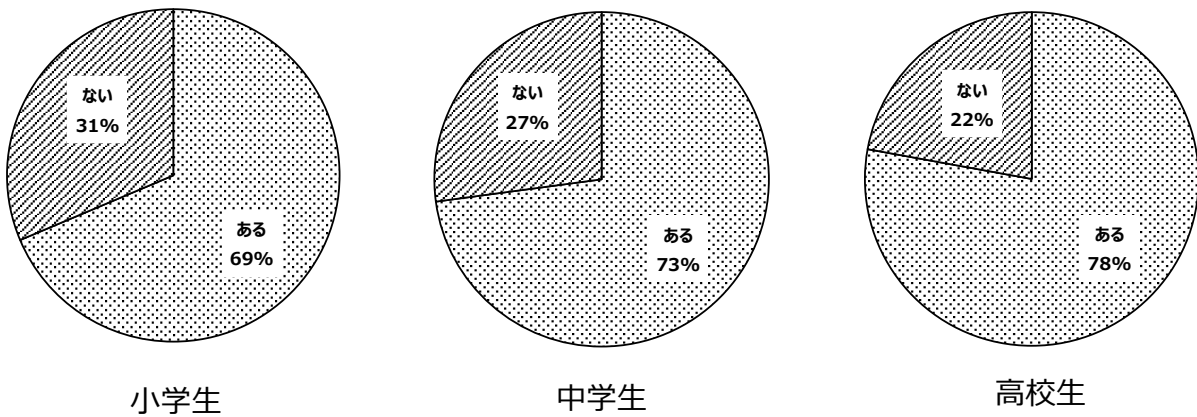
文化芸術の習い事や活動をしている高校生は全体の23%でした。「金管楽器・音楽」が32%を超えており、校内外での活動が活発に行われているのが分かります。

■ あなたは、インターネットなどで映画を見たり音楽を聴いたりしますか？



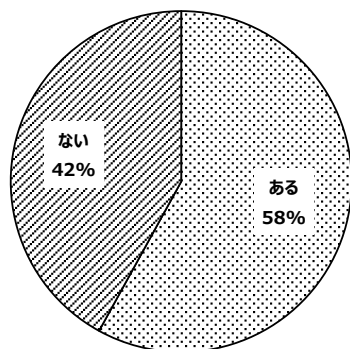
年齢や学年が上がるほど視聴率が上がっています。スマートフォン保有率に比例していると思われませんが、身近に文化芸術にふれている子どもが多くいることが分かります。※前回調査では質問なし

■ あなたは「文化財」という言葉を聞いたことがありますか？

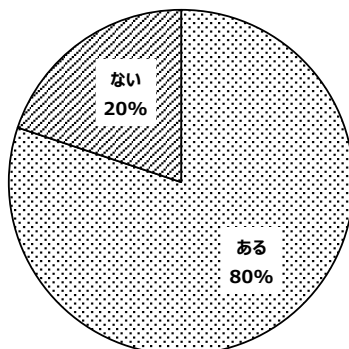


「文化財」という言葉を聞いたことがある子どもは、年齢や学年が進むにつれて増加していますが、2割から3割の児童生徒が聞いたことがないと答えました。前回調査より小学生は17%アップ、中学生は4%ダウンしました。

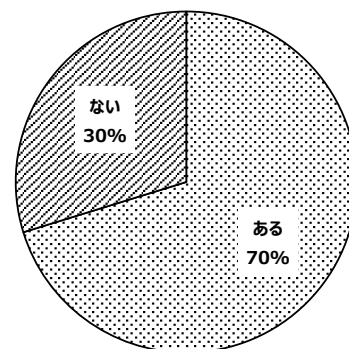
■ あなたは、これまでアイヌ民族の踊りを近くで見たり、ムックリを体験したり、アイヌ文化にふれたことはありますか？



小学生



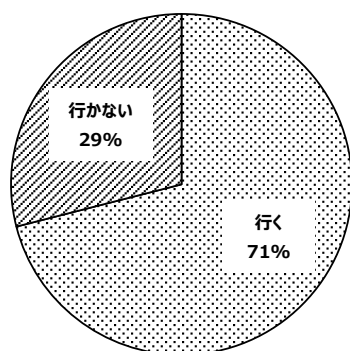
中学生



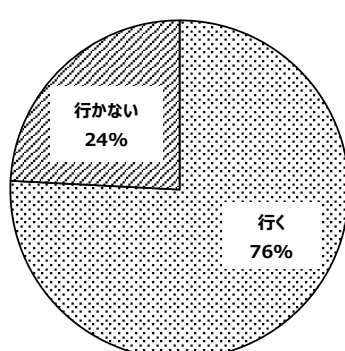
高校生

小学生から中学生に進むにつれ、アイヌ文化にふれる子どもが増えており、小中学生に対する取組の充実が伺えます。
※前回調査では質問なし

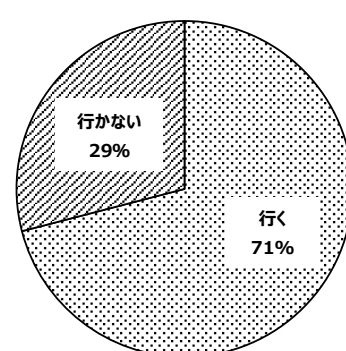
■ あなたは、盆踊りやお祭りなど、地域で行われる行事・イベントに参加したり、見に行ったりしますか？



小学生



中学生



高校生

子どもの減少やコロナ禍により盆踊りやお祭りなどの地域の行事・イベントが減少傾向にありますが、7割以上の子どもたちが行事・イベントに参加したいと思っています。

※前回調査は「行った」「行かなかった」の質問

釧路市文化芸術振興計画

6 計画の内容

(1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実

現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし感性を育むとともに、充実した生活を営むためのゆとりと潤いをもたらします。また、人間相互の理解の促進や良好な人間関係を構築させ、共生社会の形成や活力あるまちづくりに結びつくものです。

釧路市には、釧路市生涯学習センター「まなぼと幣舞」や釧路市民文化会館、阿寒町公民館、音別町文化会館等の文化芸術活動の拠点施設があり、優れた文化芸術の鑑賞や市民が日ごろ行っている文化芸術活動の成果発表等が行われています。

美術館は美術作品の展示や教育普及を通じ、地域の文化を振興する重要な拠点施設であり、釧路市立美術館や北海道立釧路芸術館では、国内外の優れた美術作品を紹介する特別展や所蔵作品を紹介する所蔵作品展など、年間を通じて誰もが興味関心をもてる展覧会や施設相互連携による多彩な展覧会を開催しています。

また、釧路市立博物館や釧路市中央図書館、釧路文学館においては、歴史的・文化的価値のある貴重な地域資(史)料が数多く保管されており、それらを題材とした企画展や学習会等のイベントが行われています。

しかしながら、各種コンサートや展覧会等の鑑賞、文化芸術に関する学習会やイベント等への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現状においてもコロナ禍以前を下回る状況にある中、感染対策を十分に施しながら、誰もが鑑賞・参加したくなるような文化芸術にふれる機会をさらに充実させる必要があります。

また、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行に伴い、障がい者の個性と能力が発揮され、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できる体制づくりを、庁内関係部署や関係機関・団体と連携を図りながら進める必要があります。

さらに、文化芸術団体の高齢化や会員数の減少という現代的課題がある中、市民が主体的に文化芸術活動に取り組み、文化芸術の振興に向け関係機関との連携を図るとともに、活動に対する支援を継続して行う必要があります。

施策の方向

具体的な施策

① 鑑賞機会の提供

ア 文化会館や美術館等において、音楽や美術作品など、国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します

イ 地元作家の文化芸術作品や文化的・歴史的価値のある所蔵資(史)料等の鑑賞やふれる機会を提供します

② 活動・参加のための場と機会の充実

ア 生涯学習センターや交流プラザさいわいなど、市民の日ごろの練習や活動成果の発表・参加できる場を提供します

イ コミュニティ施設やショッピングモール等の民間施設など、気軽に立ち寄れる身近な場において、誰もが文化芸術にふれる機会を提供します

ウ 障がい者の文化芸術活動を通じた社会参加を促進するとともに、年齢、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気軽に文化芸術にふれる機会を提供します

③ 関係機関との連携と文化芸術活動への支援

ア 多様な芸術作品にふれられるよう道立釧路芸術館との有機的な連携を図ります

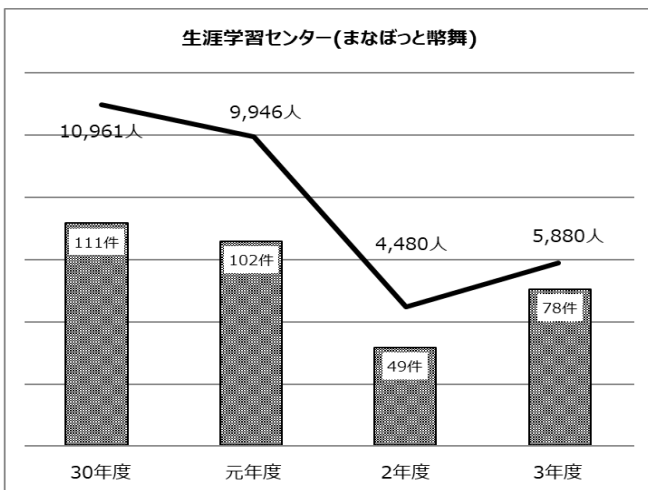
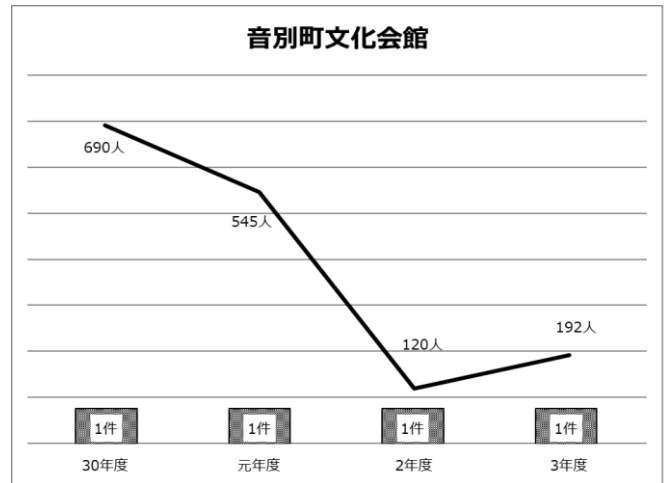
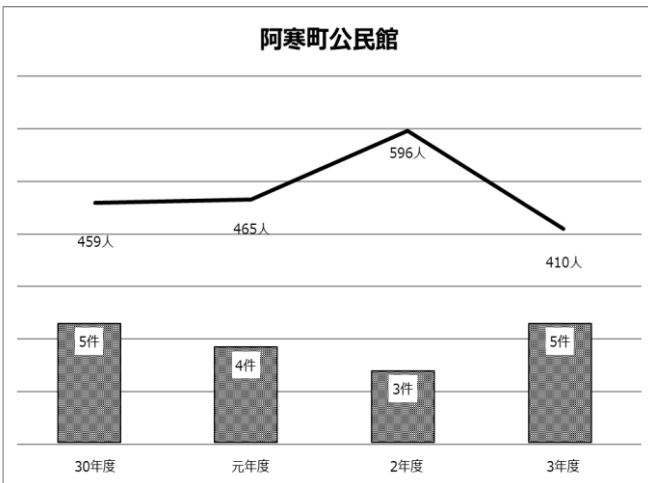
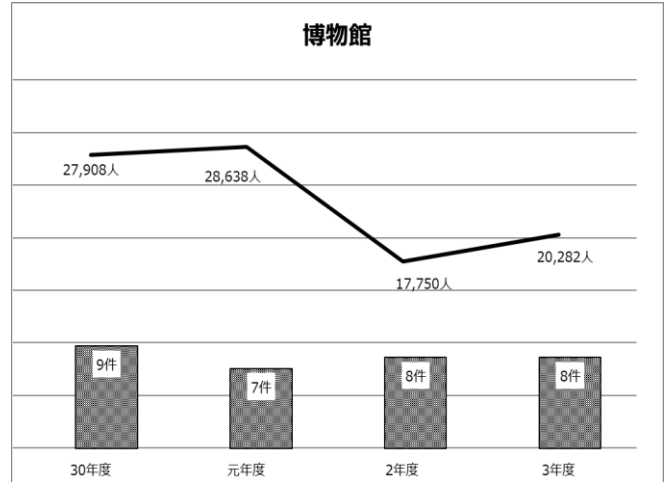
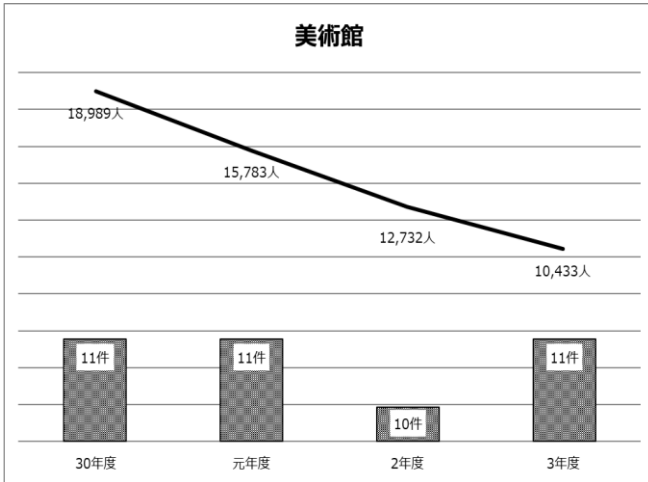
イ 文化芸術団体等の自主的な活動に対し、継続して支援を行います

主な事業とその内容

実施の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	美術館「特別展」	美術館	国内外の優れた芸術作品にふれる機会として、市立美術館を会場とする特別展を開催します
	博物館「特別展・企画展」	博物館	自然や歴史等にかかわるさまざまなテーマを扱った展示を行い、市民の興味・関心を高める特別展・企画展を開催します
	芸術鑑賞事業	文化会館等	札幌交響楽団をはじめ、国内外の優れた文化芸術公演を招へいするなど、市民に鑑賞機会を提供します
②	巡回展「移動博物館」	博物館	ショッピングモール等多くの人が集まる場所で、博物館所蔵の貴重な資料を展示し、地域の自然や歴史・文化を学ぶ機会を増やします
	展覧会事業	各文化施設	社会教育施設で定期的に活動するサークル等に対して、活動成果の発表機会を提供します
	発表機会提供事業	各文化施設	地元文化団体の自主発表機会を積極的に進め、地域文化の拡大と振興を図り、より一層文化の活性化を促進します
	生涯学習フェスティバル	生涯学習センター	体験講座、発表会、学習会等日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広げます
	釧路市芸術祭・阿寒町総合芸術祭・音別町総合文化祭	各文化施設	地域の文化芸術団体・個人の作品展示やステージ発表など、日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広げます
	釧路市障がい者芸術作品展	障がい福祉課	釧路地域の障がい者の芸術作品をさまざまな施設で展示し、障がい者の芸術活動の啓発、自立、社会参加を促進します
③	文化振興助成	生涯学習課	文化の振興に資する文化芸術事業に対し事業費の一部を助成します
	道立釧路芸術館開催特別展への助成	生涯学習課	市民文化の振興を図るため、文化芸術に関する事業に対し事業費の一部を助成します
	釧路市文化団体連絡協議会への支援	生涯学習課	文化芸術の振興のため、釧路市文化団体連絡協議会及び阿寒・音別支部の活動に対する支援を行います

現状データ

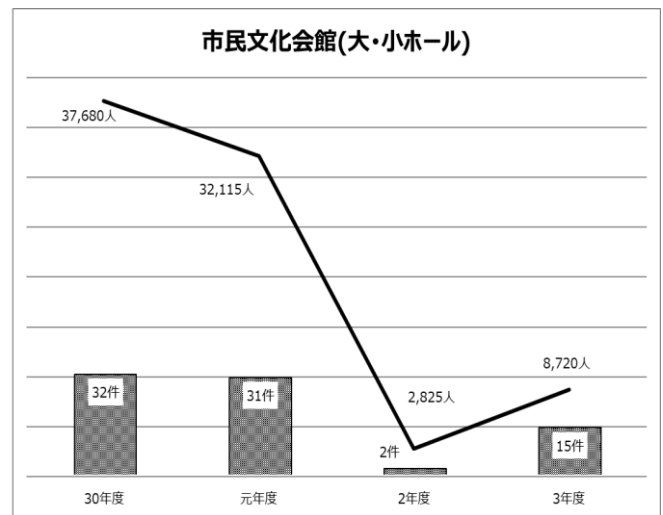
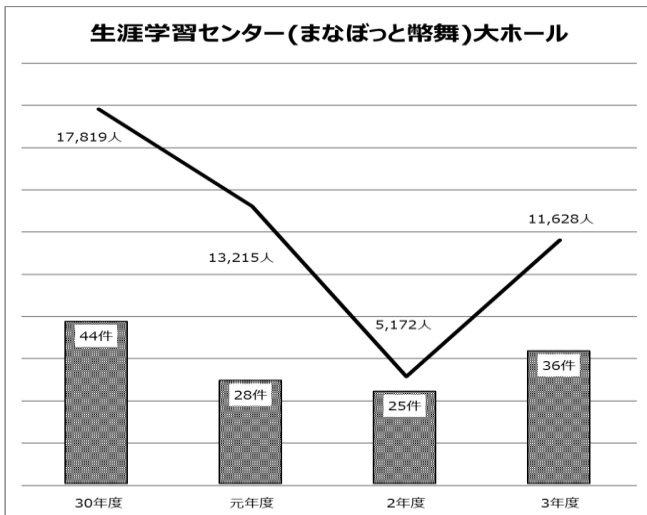
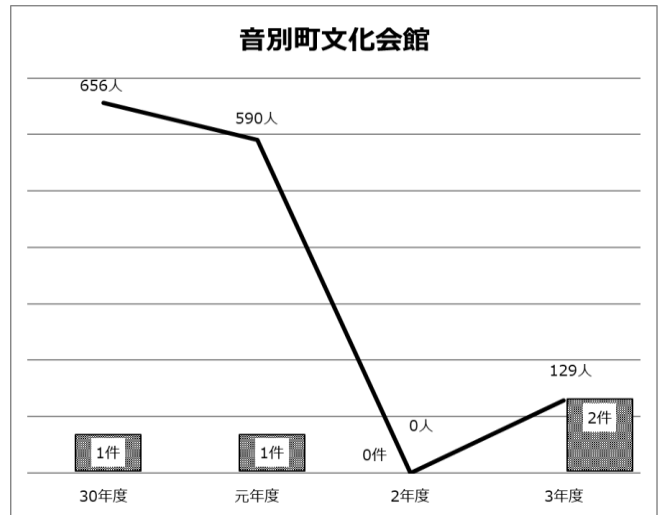
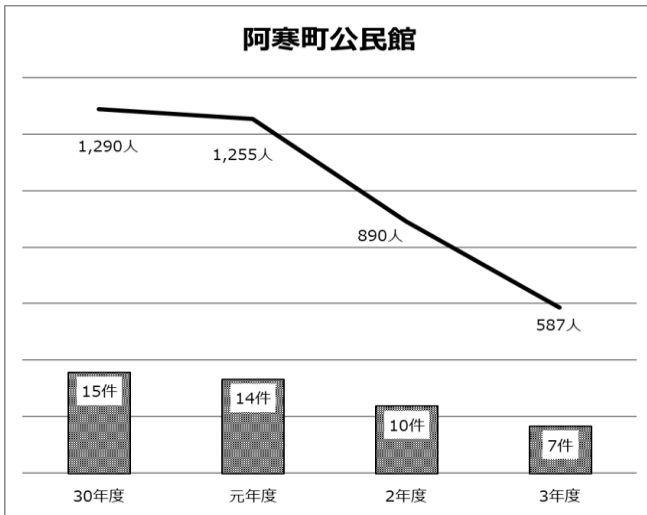
■ 展覧会、展示作品の鑑賞機会の件数と鑑賞者数



各施設における展示作品の鑑賞機会とその鑑賞者数のグラフです。

展示する内容や開催期間等に影響されますが、令和2年度、3年度は、全体的に新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのが分かります。

■ 演劇、コンサート等の芸術作品の鑑賞機会の件数と鑑賞者数



演劇、コンサート等の芸術作品の件数と鑑賞者数及び参加者数です。

阿寒町公民館においては、芸術祭及び市民が中心となって運営する「ロビーコンサート」の鑑賞者数です。

また、音別町文化会館では、「総合文化祭」において、中学生の吹奏楽、個人の楽器演奏を取り入れる等の事業展開を図っています。各施設において、コロナ禍にありながら工夫を凝らした事業展開を図っています。

(2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展

現状と課題

釧路市は、太平洋に面し、阿寒の山々や釧路川等の豊かな自然が身近にあり、その豊富な資源からさまざまな産業とともに、幾多の文化芸術活動が生まれました。

特に、広大な「釧路湿原国立公園」や原始の姿を残す「阿寒摩周国立公園」をはじめとする本市の雄大な自然が、地域の文化形成に大きな影響を与え、特色ある文化芸術活動が育まれてきました。

また、私たちの周りには、地域の特性を反映した多彩な郷土芸能や伝統行事とともに、水産、炭鉱、紙パルプといった本市の基幹産業の発展によって生み出された特色ある文化芸術活動があり、これらは地域を活性化させる市民の共通の財産として現在に受け継がれています。

さらに、昭和24年の釧路市と鳥取町との合併や平成17年の釧路市、阿寒町、音別町の合併により、それぞれの地域で育まれた歴史ある文化が結ばれ、多様性と特色ある新たな文化が生まれました。

しかしながら、地域の特性を反映した文化芸術を発展させるためには、本市の文化芸術の基盤となる市民による主体的な文化芸術活動が活発に行われる必要があります。

加えて、将来に向けて守り続けなければならない地域の多様な文化芸術活動の存在を多くの市民に発信し、保存・継承につなげることが重要です。

釧路市立博物館や釧路市中央図書館においては、各種講座の開催や資(史)料等の展示により、郷土の歴史や文化を次の世代につなげる取組を継続して行う必要があります。また、釧路文学館においても、釧路地方の文学活動に関連する資料を収集・保存・公開し、市民が文学にふれる機会の拡充を図っていく必要があります。

施策の方向

- ① 地域の文化遺産の保存・継承
- ② 特色ある文化芸術の創造と発信

具体的な施策

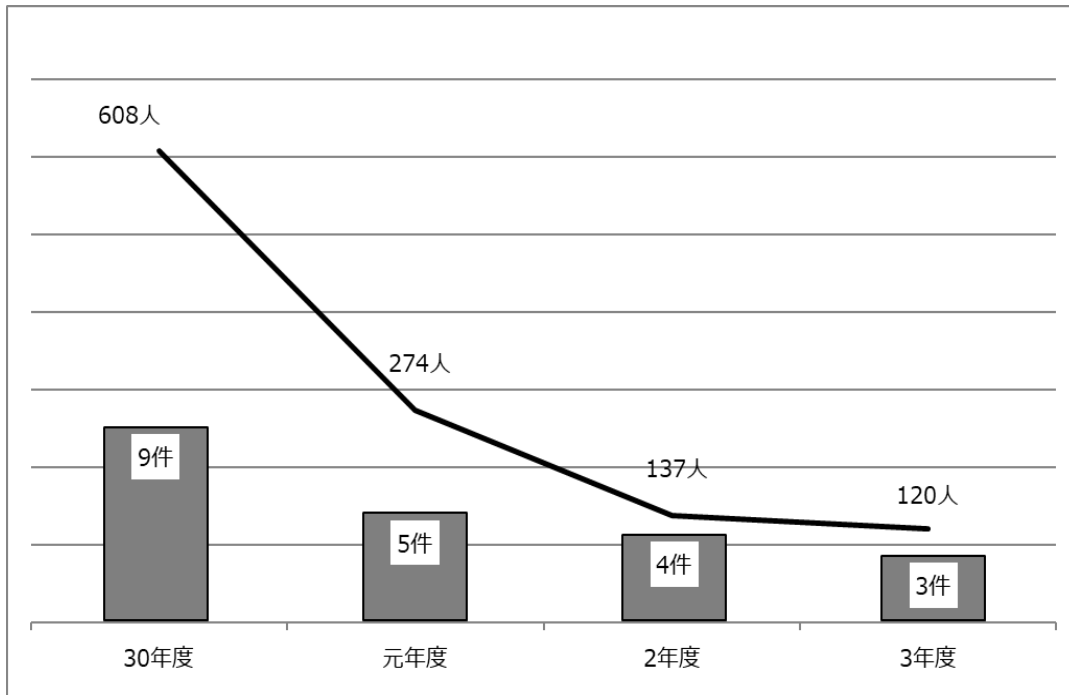
- ア 広報活動や事業等を通じ、地域にある文化遺産の存在を多くの市民に知ってもらう取組を行います
- イ 地域にある貴重な文化遺産を後世に引き継いで行くため、保存・継承のための活動を支援します
- ア 釧路・阿寒・音別地区それぞれに伝えられてきた地域の郷土芸能等の交流により、ネットワークの構築と相互の活動の活性化を図ります
- イ 地元作家等による歴史や風土を活かした特色ある文化芸術作品が数多く生み出せるよう、活動の支援や環境の整備を行います
- ウ 本市で生まれ育った歴史と特色ある文化芸術を、公開展示やホームページ等で広く発信し、道東の文化拠点都市としての名を高める取組を行います。

主な事業とその内容

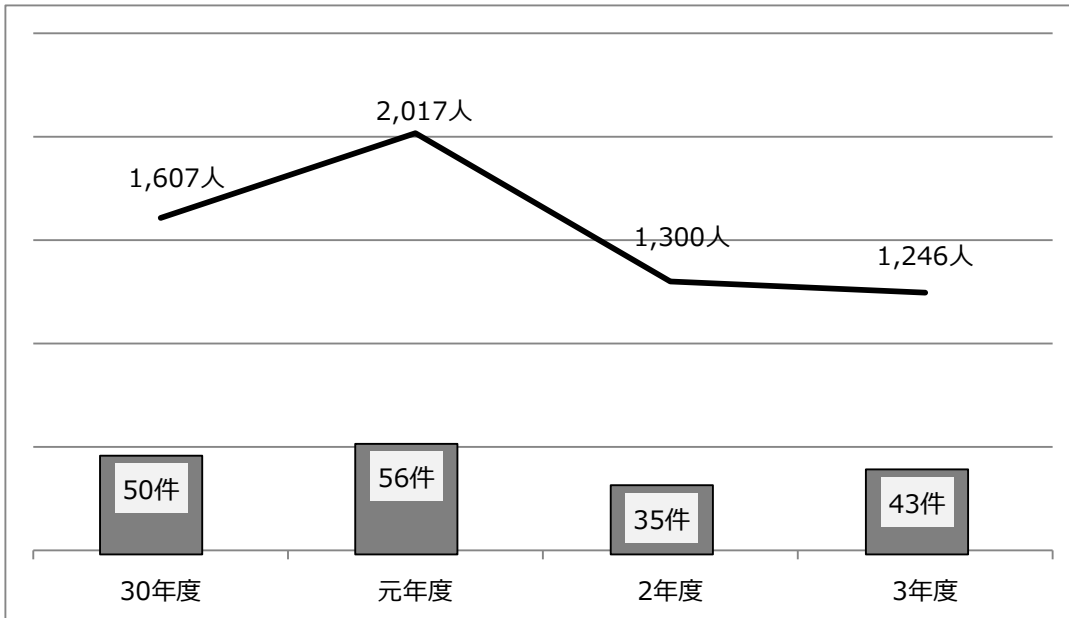
実施 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	釧路地域の文学紹介	図書館 (文学館)	地元出身作家の著書等資料を展示する企画展示を年数回にわたり実施し、釧路の文学の普及に取り組みます
	各種講座・講演会	博物館	地域の自然や歴史にかかわる情報を広く提供するため、「学芸員トーク」等の各種講座・講演会を行います
	常設展	博物館	生活や産業、文化等の歴史をふりかえることができる資料の展示を行います
	釧路産業史講座	博物館	石炭産業や水産業、農林業、港湾鉄道など、釧路地域の発展を支える産業現場の見学や講話等を通じ、地域の産業の歴史を学ぶ機会を提供します
	郷土講座	図書館	郷土資料にかかわる機関や研究者、郷土を知る市民との連携・協力のもと、地域の歴史や文化を伝える講座・講演会を開催します
	郷土資料所蔵室事業	阿寒生涯学習課	衣食住、教育、農林業等の阿寒の貴重な資料を、小学校の郷土学習での活用や公民館ロビー等で展示・公開します
	郷土資料展示事業	音別生涯学習課	音別地域の生活や産業・文化の歴史をふりかえることができる資料・出土品等を音別町ふれあい図書館郷土資料コーナーに展示・公開します
	郷土芸能「踏まつり音頭」の伝承活動	音別生涯学習課	音別地区の郷土芸能の「踏まつり音頭」を、音別小・中学校の児童・生徒に指導し、郷土芸能の保存・伝承と人材育成を行います
②	地域資料の公開	図書館 (文学館)	地元によくある人物や歴史に焦点をあてた文学作品を公開します
	郷土芸能の保存・継承（釧路地区）	生涯学習課	郷土芸能保存会等への活動助成や活動発表等のための場を提供します
	郷土芸能の保存・伝承（阿寒地区）	阿寒生涯学習課	阿寒町の郷土芸能を保存・伝承する団体の活動に対し支援を行います
	音別町郷土芸能保存会活動への支援	音別生涯学習課	音別町の郷土芸能を保存・伝承するため、活動助成や活動発表のための場を提供します

現状データ

■ 各種講座・学習会・講演会の件数と参加者数(博物館)



■ 自然・歴史・文化に関する各種体験教室・体験講座の件数と参加者数(博物館)



博物館では、地域の自然や歴史を題材とした講座や講演会、体験教室、体験講座を実施しています。

■ 釧路の風土の中で育まれてきた伝統芸能・郷土芸能



丹頂鶴音頭
(踊り手 釧路市タンチョウ鶴愛護会)



音別蒔まつり音頭
(踊り手 蒔まつり音頭の会)



和太鼓 (釧路太平洋太鼓保存会)

釧路市には、本市の風土や基幹産業の発展等によって育まれてきた日本舞踊や箏曲等の伝統芸能、和太鼓や丹頂鶴音頭、音別蒔まつり音頭等の郷土芸能など、多くの文化遺産があります。

(3) 文化財の保存、活用及び継承

現状と課題

文化財は、長い歴史の中で、人と密接にかかわり合いながら文化によって生み出されたものであり、私たちの心や日々の暮らしを豊かにし、将来の文化の向上と発展の基礎と成すものとして未来へ継承していく責任があります。

釧路市の文化財は、地域特有の自然や風土、生活の営み等を反映して伝承されてきたものであり、市民が本市の歴史や文化の軌跡を正しく理解する上で、欠かすことのできない貴重な財産として、保護・保存、活用されてきました。

多種多様な有形・無形文化財や記念物等がある中で、特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」は、地域の自然への理解や環境を保全する上で貴重なものとして、保護とともに調査・研究が行われています。

また、史跡「北斗遺跡」や重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」、登録有形文化財「旧五十嵐家住宅事務所兼主屋」等は、本市の歴史と文化をひも解くものとして、その保存・継承と活用に努めています。

さらに、昔の暮らしぶりを知るための手がかりとなる貴重な歴史的資(史)料については、デジタルデータ化等により永続的な保存に取り組むとともに、埋蔵文化財や将来本市の指定文化財になりうる多くの文化遺産についても、大切に保存・継承してきました。

しかしながら、貴重な文化財や地域の資(史)料等は保存されるだけでなく、活用されることでその価値が高まるものであり、活用によって市民がその存在を認識し、愛護と保護の意識の醸成につなげていくことが大切です。

また、本市にとって歴史的・文化的価値の高い有形・無形文化財については、釧路市指定文化財に指定するなど、恒久的な保護・保全の必要があります。

さらに、文化芸術に関するアンケート結果では、「文化財」という言葉を聞いたことがない子どももいる実態から、本市の文化財を活用した継続的な学習活動の取組とともに、ホームページやリーフレット等のさまざまな媒体により、文化財や貴重な地域資(史)料に関する情報を発信する必要があります。

施策の方向

① 文化財の保護と調査・研究

② 文化財の活用と守り続ける意識の育成

具体的な施策

- ア 次世代に継承しなければならない貴重な文化財や歴史的資料の保護・保全を図ります
- イ 文化財となっている希少動物の保護・増殖や、野生復帰を進めるための調査・研究を行い、その成果を公表し情報を発信します
- ウ 歴史的価値の高い文化遺産については、釧路市指定文化財に指定し、恒久的な保護・保全を行います
- ア 「阿寒湖のマリモ」や「北斗遺跡」等の文化財を活用した活動への参加促進と、愛護・保護のための啓発活動を推進します
- イ 地域や学校において、文化財に関する学習機会を充実させるなど、文化財に対し興味・関心が高まる取組を行います
- ウ 本市の貴重な文化財や地域資(史)料等の情報をホームページ等で広く発信し、文化財への関心を高める取組を進めます

主な事業とその内容

実施の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	文化財マップの活用	博物館	市民が文化財に対する理解を深めるきっかけづくりとして、文化財に関する資料をまとめ、わかりやすいマップを作成・公開します
	指定文化財の審議	博物館	釧路市文化財保護審議会において、新たな指定文化財の検討や指定文化財等の現状について把握・共有を図ります
	タンチョウ生息域外保全事業	動物園	北海道系タンチョウを繁殖貸与している北海道内の動物園や台北市立動物園と協力して、野生復帰できない個体を活用しながら複数の繁殖つがいの形成に取り組むとともに、遺伝的にも健全な飼育集団の創設を図ります
	NPO法人「タンチョウ保護グループ」との協働調査・啓発活動	動物園	野生復帰可能な個体に足環等の標識をつけ、放鳥後の個体生存状況、縄張り形成過程を調査し、得られた結果をもとに地域に根ざした環境保全活動を行います
	タンチョウの保護・調査研究事業	動物園	タンチョウ保護のため、越冬状況を把握するとともに、タンチョウが安心して冬を過ごすことができるよう、ねぐら環境を監視します
	傷病タンチョウの保護・収容事業	動物園	保護収容個体の治療と野生復帰を行うとともに、死亡原因の追究やその対策に有用な情報を蓄積します
	希少鳥類の保護・増殖事業	動物園	タンチョウ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の希少鳥類の増殖と、その技術の開発及び保護思想の涵養のための情報発信を行ないます
	キタサンショウウオの保護・調査研究事業	博物館	市の指定天然記念物「キタサンショウウオ」の生息状況を把握するとともに、企画展等を通じ保護に向けた情報を発信します
	キタサンショウウオ保全に向けた情報共有	博物館	キタサンショウウオの保全に向け、庁内での情報共有の場とする「キタサンショウウオ庁内ネットワーク会議」を開催し保全対策を進めます
	春採湖ヒブナの保護・調査研究事業	博物館	国の指定天然記念物「春採湖ヒブナ生息地」の保護に向け、産卵場所の確保及び生息状況等の調査を行います
	史跡の保護・整備	埋蔵文化財調査センター（博物館）	関係団体と協働し、史跡の維持管理を行うとともに、活用施設の整備を行います
マリモの保護・調査研究事業	阿寒生涯学習課	阿寒湖のマリモの保護活動を行うほか、調査・研究並びに教育普及活動を行います	
②	史跡の活用	埋蔵文化財調査センター（博物館）	関係団体と協働し、史跡探訪会・竪穴まつり等史跡を活用した普及・啓発事業を行います
	まちなか企画展	埋蔵文化財調査センター（博物館）	北大通等にある施設で、地域の遺跡から出土した考古資料による企画展の開催を通じ、市民の文化財保護意識の醸成や郷土の歴史・文化に関する学習機会を提供します
	埋蔵文化財の活用	埋蔵文化財調査センター（博物館）	関係団体と協働し、遺跡探訪会・まちなか企画展・各種体験教室等の埋蔵文化財を活用した普及・啓発事業を行います
	化石発掘体験学習	阿寒生涯学習課	阿寒地区において化石の発掘・採集を行い、阿寒地域の歴史や文化にふれ、文化財等の保護意識や郷土愛の醸成を図ります

現状データ

■ 釧路市の国・道・市指定文化財一覧

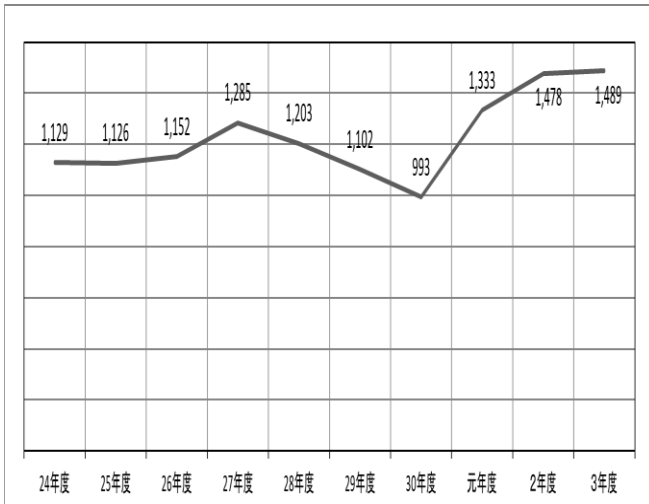
文化財は、一般的に「文化的財産」「文化遺産」と言われています。形のあるものないものを問わず、歴史上、技術上、学術上、高い価値のあるものや、市民の生活の営み等を理解するために欠くことのできないものを言います。また、歴史ある建造物や美術工芸品に限らず、生活道具、行事、芸能等も含まれます。

分類		区分	名称	指定年月日
有形文化財	美術工芸品	彫刻	道指定 円空作観音像	昭和52年 3月11日
		古文書	市指定 佐野家文書	昭和50年12月12日
			市指定 市河文書	昭和51年12月 9日
		考古資料	市指定 星兜（残欠）	昭和50年12月12日
	歴史資料	市指定	永久保秀二郎日誌	昭和50年12月12日
			釧路新聞	昭和50年12月12日
			鳥取村本籍簿	昭和50年12月12日
建造物		国登録	旧五十嵐家住宅事務所兼主屋	令和 2年 8月17日
民俗文化財	重要無形民俗文化財	国指定	アイヌ古式舞踊	昭和59年 1月21日
	無形民俗文化財	道指定	釧路鳥取きりん獅子舞	令和 2年 5月19日
		市指定	紀ノ丘神楽	昭和61年10月 5日
記念物	史跡	国指定	釧路川流域チャシ跡群 （モンリヤチャシ跡） （ハルトルチャランケチャシ跡）	平成27年 3月17日
			春採台地竪穴群	昭和10年12月24日
			東釧路貝塚	昭和45年 7月22日
			北斗遺跡	昭和52年 7月14日
	特別天然記念物	国指定	三津浦古谷遺跡	昭和50年12月12日
			阿寒湖のマリモ	昭和27年 3月29日
	天然記念物	国指定	タンチョウ	昭和27年 3月29日
			春採湖ヒブナ生息地	昭和12年12月21日
			釧路湿原	昭和42年 7月 6日
			クマゲラ	昭和40年 5月12日
			オジロワシ	昭和45年 1月23日
			オオワシ	昭和45年 1月23日
			エゾシマフクロウ	昭和46年 5月19日
市指定	キタサンショウウオ	昭和50年12月12日		
	砂岩脈(サド・ストン・ダク)	昭和50年12月12日		
	谷地坊主(ヤホウウ)	昭和50年12月12日		



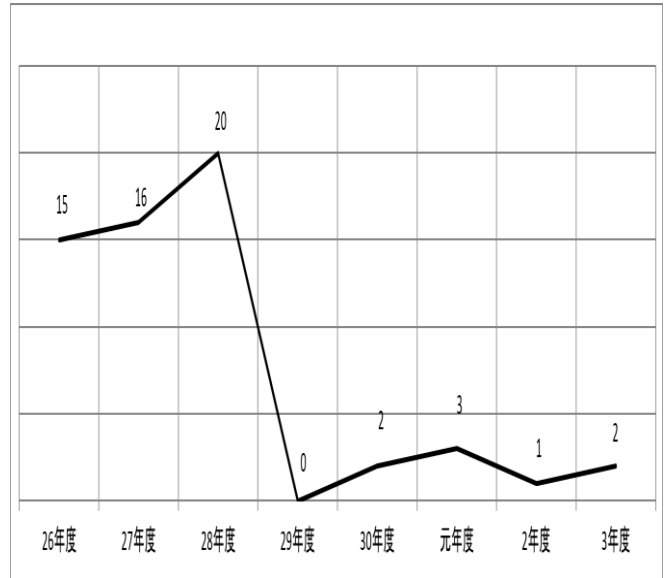
特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」は、淡水緑藻の一種で、光合成植物でありながら、冬期間の湖の結氷による日照不足等にも耐えられる特性に加え、球状集合を浅瀬に留めたまま揺り動かす波の発生など、特殊な湖の環境がマリモの生育に複雑に関係しています。球状マリモが育つ湖は世界でも少なく、中でも直径30cmを超える大きな球状集合が群生するのは阿寒湖だけです。令和元年8月、阿寒湖のチュウルイ湾で22年振りとなるマリモの個体数等の調査を行った結果、マリモの生物量に大きな変化は認められませんでした。大量に繁茂した水草によってマリモの分布面積が縮小しており、マリモのおかれている状況は依然厳しいものがあります。

■ タンチョウ生息状況一斉調査結果(羽)



* 成鳥と幼鳥を合わせた数（1月調査）
 * 調査は1年間に数回行われており、この調査は1月の調査を載せています。（前計画とは調査月が違います）

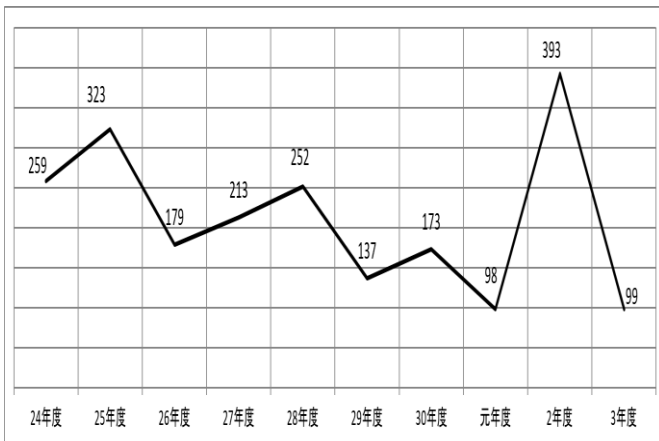
■ ヒブナの生息調査結果(尾)



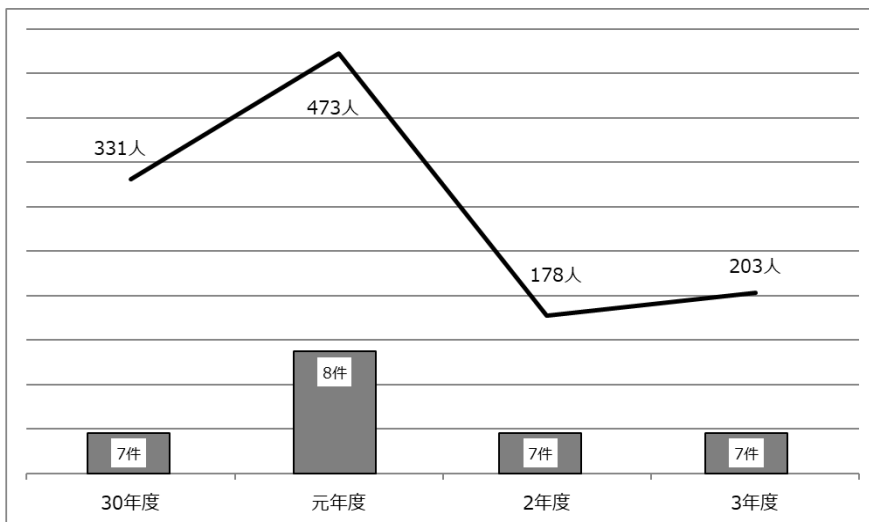
* 28年度までは「さで網」による調査
 * 29年度以降は「目視」による調査

■ キタサンショウウオ卵のう調査結果(個)

* 安原、音羽、広里3地区合計経年産卵数



埋蔵文化財調査センターで実施している「文化財に関する体験型学習」の件数と参加者数です。



北斗遺跡復元住居屋根ふき体験

(4) アイヌ文化の保存、継承及び発展

現状と課題

アイヌの人たちは北海道等に古くから住み、固有の言語・文化・生活習慣等を持ち、自然と共生した生活を送ってきた先住民族です。

平成9年の「アイヌ文化振興法」の制定や平成20年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択を機に、国のアイヌ文化の振興関連施策が推進され、アイヌ文化を理解する取組や海外の先住民族との交流等が積極的に行われるようになりました。

また、令和元年には、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるとともに、アイヌ文化を復興・発展させる拠点とする「民族共生象徴空間（ウポポイ）」が開園されるなど、アイヌ政策の推進が一層図られています。

釧路市においても、これまで、アイヌ民族の誇りを尊重し、歴史や伝統儀式、生活文化等に対する理解の促進、アイヌ古式舞踊等の伝承活動への支援など、アイヌ文化の保存・継承のための取組を進めてきました。

しかしながら、アイヌ語や伝統儀式等を知る指導者の高齢化や減少等から、アイヌ文化の保存・継承は存立の危機にあり、その対策が必要となっています。

このため、自然とのかかわりの中で育まれた豊かな民族の知恵や文化を保存・継承及び発展させる施策として、伝統的なアイヌ文化・生活の場を再生する取組を進めるとともに、アイヌ民族の高齢者がもつ文化知見を次世代に受け継ぐ取組を通じ、指導者の育成や後継者・伝承者の育成を図っていきます。特に、重要無形民俗文化財の「アイヌ古式舞踊」に代表される民俗芸能については、アイヌ民族の歴史と文化を理解するものとして継承していかなければなりません。

施策の方向

具体的な施策

① アイヌ文化伝承のための支援

ア 「アイヌ古式舞踊」など、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承のため、保存会等が行っている伝承活動を支援します

イ 市民団体や民間等が主体的に実施するアイヌ文化伝承活動に関し、情報の発信や支援を行います

ウ 関係機関・団体等と連携し、「アイヌ民族の伝統的生活空間（イオル）」の再生に向けた事業を推進し、アイヌ文化の保存と伝承を図るとともに、文化知見を伝承する取組を進めます

② アイヌ文化にふれる機会や学習活動の充実

ア アイヌ語の地名に関する学習やアイヌ料理の教室など、アイヌ文化に興味・関心をもてる学習活動を推進します

イ 学校との連携により、アイヌ語学習やムックリの演奏活動等の出前講座、ふるさと教育事業等を通じ、アイヌ民族の歴史・文化の理解を深める取組を進めます

主な事業とその内容

実施の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会への活動支援	生涯学習課	春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会の活動が活発に行われるよう支援します
	阿寒アイヌ民族文化保存会への活動支援	阿寒生涯学習課	阿寒アイヌ民族文化保存会の活動が活発に行われるよう支援します
	アイヌ民族の伝統的生活空間（イオル）事業の推進	生涯学習課	アイヌ文化を学ぶための空間の整備や各種事業を通じ、アイヌ文化の理解の促進と普及を図ります
	文化知見の伝承・共有事業の推進	生涯学習課	アイヌ民族の高齢者がもつ文化知見（歌・踊り・料理等）を次世代に受け継ぐ取組を進めるとともに関連資料の整備等を進めます
	アイヌ民族音楽の育成	生涯学習課	アイヌ民族の伝統楽器トンコリやムックリによる伝統音楽の継承、アイヌ語による音楽の普及啓発を行います
②	アイヌ文化講座の開催	生涯学習課	まなぼっと市民学園講座等で、アイヌ語の地名等アイヌ文化を学ぶ講座を開催します
	アイヌ関連授業への支援	教育支援課 生涯学習課	アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるため、学校と連携し出前授業を行うなど、学習機会の拡充に努めます
	北海道ふるさと教育推進事業	教育支援課	小学校の総合的な学習の時間で資料を活用し、アイヌの人たちの歴史・文化等を学習することにより、地域の自然、伝統、産業等についての理解を深めます

～アイヌ語のいろいろ～

ありがとう	イワイライケ
仲間、親戚	ウタリ
神様	カムイ
クジラ	フンベ
ヒグマ	クムンカムイ
温泉	セセキ
涙	ヌベ
花	ノンノ
暖かい	ポッケ
水	ワッカ

～日本語として使われているアイヌ語～

日本語	アイヌ語	意味
ラッコ	ラッコ	ラッコ
トナカイ	トゥナツカイ	トナカイ
エトピリカ	エトゥピリカ	くちばし・美しい
ししゃも	シュシャム	柳・葉
コマイ	コマイ	小さな音の出る魚
ルイベ	ルイベ	溶ける食べ物
ハスカップ	ハシカプ	枝の上になるもの
サッポロ	サッポロペツ	乾く・大きい・川

現状データ

アイヌ古式舞踊（国の重要無形民俗文化財指定、ユネスコ世界無形文化遺産登録）

歌や踊りなど、喜びや悲しみを体で表現することはアイヌの人たちにとって欠かせないものでした。儀式の時や親戚・友人が集まった時、仕事をしている最中など、さまざまな場面で人々は歌い、踊りました。アイヌの舞踊とは、自分たちが踊って楽しむだけでなく、祖先や神々に対する敬意や感謝の表現でもあり、地域によってリムセやウポポ、ホリッパといわれ、大勢で輪になって踊るものや少人数で神々への祈りを表したもの、豊漁を祈願するもの、悪霊を追い払うためのもの、働いている様子を表したものなど、さまざまな種類があります。

自然を尊び、自然と共存してきたアイヌ民族。その暮らしの中から生まれた踊りは、動物や自然、狩猟や遊び、喜びや悲しみ等さまざまなものがあり、北海道各地のアイヌ民族にその土地特有の踊りが伝えられています。



エムシリムセ（剣の舞）



サロリンリムセ（鶴の舞）



＜ 阿寒湖アイヌシアター イコロ ＞

阿寒湖のほとりにある「阿寒湖アイヌシアター イコロ」では、デジタルアートとアイヌ古式舞踊を融合した「ロストカムイ」等が上演されています。「阿寒湖アイヌシアター イコロ」は、観光客の皆さん等釧路市を訪れる多くの皆さんにアイヌ文化を知ってもらうための大切な施設です。

春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会

昭和42年2月に結成され、釧路市春採のアイヌコタンに伝承されている春採アイヌ古式舞踊の伝承活動を活発に行っています。釧路管内及び北海道内各地で行われている民俗芸能大会やフェスティバル、文化庁が主催する国民文化祭等に参加しているほか、アメリカやフィリピン等の海外で公演を行うなど、活発な異文化交流や啓発活動を行っています。

阿寒アイヌ民族文化保存会

昭和43年12月に結成され、釧路市阿寒町阿寒湖温泉のアイヌコタンに伝承されているアイヌ古式舞踊の伝承・保存活動を活発に行っています。昭和51年のユネスコ・パリ日本文化祭ではユーカラ劇を公演しアイヌ文化を世界に紹介しました。その後、台湾、ブラジル、ニュージーランド等で公演を行うなど、アイヌ文化の保存・継承のための活動を活発に行っています。

(5) 子どもが行う文化芸術活動の充実

現状と課題

文化芸術は、人々に感動や安らぎ、生きる喜びを与えてくれる人類普遍の社会的な財産です。特に、次代を担う子どもたちにとっては、豊かな創造性や感性、表現力、コミュニケーション能力等を育むために欠くことのできないものであり、子どものころから多種多様な優れた文化芸術にふれることが大切です。

釧路市においては、学校と美術館等文化施設との連携による優れた文化芸術の鑑賞や活動の機会の提供、伝統文化や文化財にふれる機会の充実に努めてきました。

また、釧路市文化団体連絡協議会の全面的な協力により、地域の文化芸術団体が市内小中学校に出向き、児童生徒に直接指導する「釧路市小中学校文化芸術活動支援事業」を通じ、学校での文化芸術活動を支援しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな活動が自粛を強いられる中、子どもたちの文化芸術活動もその影響を受けてきました。

しかしながら、文化芸術に関するアンケート結果では、チャンスがあれば文化芸術を鑑賞したい子どもがいることや、インターネットでの映画や音楽を視聴する子どもが多数いることから、文化芸術活動への関心は高く、今後も、質の高い文化芸術を鑑賞・活動・体験ができる機会を確保するとともに、文化施設等から遠距離となる地域や学校に地域間格差が生じないよう、子どもたちの文化芸術の体験機会を充実させる必要があります。

また、中学校等の文化部活動が地域へ移行する動きがある中、次代を担う子どもたちの文化芸術活動機会が確保されるよう、受け入れ体制の構築や指導者の発掘など、地域を挙げて取り組む必要があります。

さらに、コロナ禍で停滞してしまった伝統的な地域行事や、青少年の健全育成事業として実施されている音楽祭等の文化的行事の再開と参加促進の取組も必要です。

本市における文化芸術の振興のための人材育成を図るため、小中高校生に対する全道・全国大会派遣助成や、釧路市で開催される全道・全国規模の発表会等への助成を継続して行う必要があります。

施策の方向

① 鑑賞・活動・体験機会の充実

② 文化芸術活動への支援

具体的な施策

- ア 美術館の「アートスクール事業」等による、優れた文化芸術の鑑賞や文化芸術にかかわる活動・体験機会を提供します
- イ 「アウトリーチ事業」や「芸術劇場」の実施など、学校や地域等の身近な場所で質の高い文化芸術を鑑賞・活動・体験できる機会を確保します
- ウ 学校と地元文化団体が連携し、子どもたちが文化芸術にふれる機会の創出や活動への支援を促進します
- エ 学校と町内会が連携するなど、地域の伝統行事や文化的行事への子どもたちの参加を促します
- オ 障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を提供します

- ア 全道・全国規模の大会に出場する小中高校生に対し、派遣助成等の支援を行います
- イ 地元で開催する小中高校生の全道・全国大会規模の大会等への開催助成を行います
- ウ 学校での文化部活動の地域移行を見すえ、子どもの文化芸術活動を支えるため、活動の環境充実に向け、学校と関係機関・団体等による体制構築に取り組みます

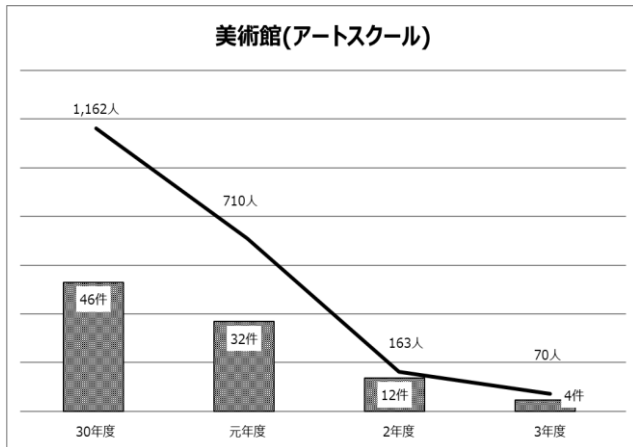
主な事業とその内容

施策 の 方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	各種講習会等開催助成	生涯学習課	青少年の文化芸術活動の活発化を図るため、児童生徒を対象とした文化芸術体験事業等に対し支援を行います
	学校での文化芸術活動の支援	生涯学習課	地元の文化芸術団体が学校と連携し、子どもたちが行う伝統芸能等の文化芸術に関わる教育活動に対し支援します
	全道・全国大会の誘致	生涯学習課	学校や関係団体と連携し、文化芸術に関する全道・全国大会の誘致を進めます
	アートスクール事業	美術館	生涯学習センターバス「まなぼっと号」を活用し、園児・児童・生徒が気軽に美術館へ来館できる機会を増やします。また、学芸員による作品解説や陶芸体験等の学習活動の充実に努めます
	学校への支援事業	博物館・埋蔵文化財調査センター	児童生徒を対象に、博物館内展示物の説明や出前授業等を通じ、釧路市の自然や歴史、文化等を伝えるための学習支援を行います
	芸術劇場の開催（阿寒・音別地区）	阿寒生涯学習課 音別生涯学習課	豊かな感性や個性を育むため、阿寒・音別地区の小学生を対象に、児童劇や人形劇等優れた文化芸術にふれる機会を提供します
	郷土芸能「踏まつり音頭」の伝承活動	音別生涯学習課	音別地区の児童生徒を対象に、踏まつり音頭保存会による指導を通じ、地域の郷土芸能を学校行事の中で披露する取組を行います
	少年少女への文化芸術活動支援	市民文化会館	著名なアーティストによるジョイントコンサートやアウトリーチ事業の実施など、青少年の文化芸術活動への支援を行います
②	全道・全国大会派遣助成	生涯学習課	小中学生や高校生等が、文化芸術コンクール等で全道・全国大会に出場する際の経費の一部を助成します
	全道・全国大会開催助成	生涯学習課	地元で開催される小中高等学校の全道・全国規模の大会等に対し、開催経費の一部を助成します

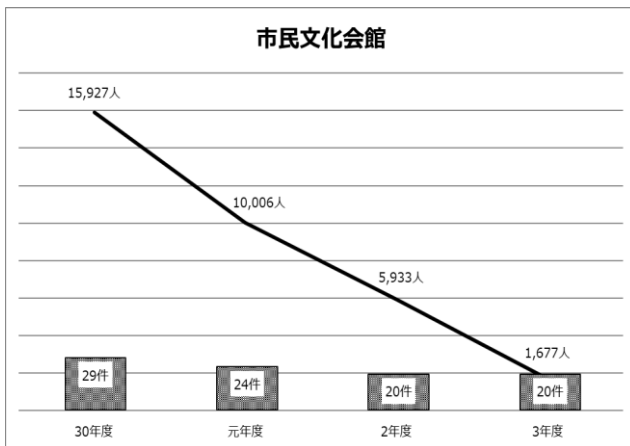
現状データ

■ 市内の子どもを対象に実施している文化芸術に関する学習機会の件数と参加者数

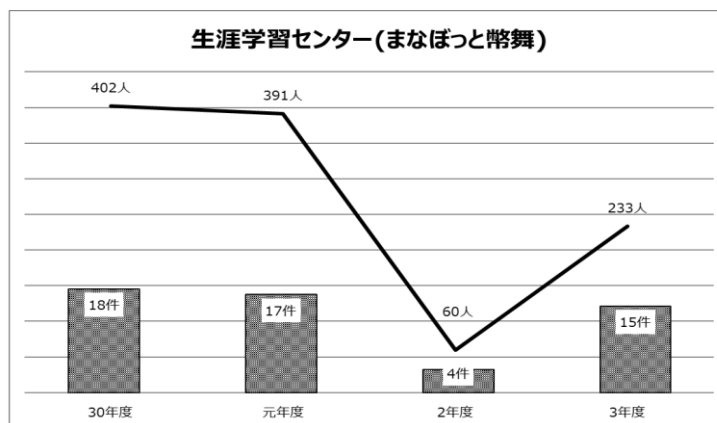
各施設では、園児や児童生徒を対象にさまざまな事業を展開しています。



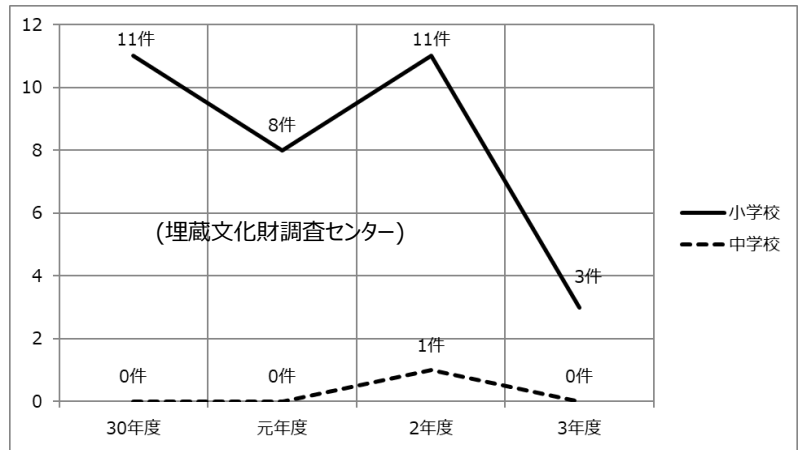
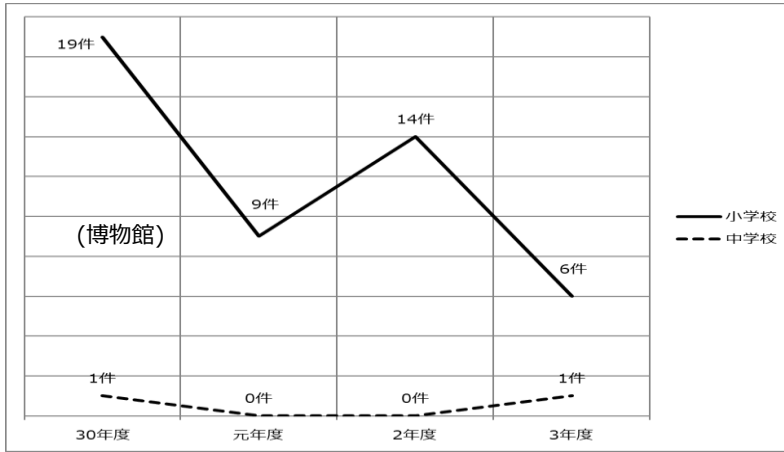
アートスクール



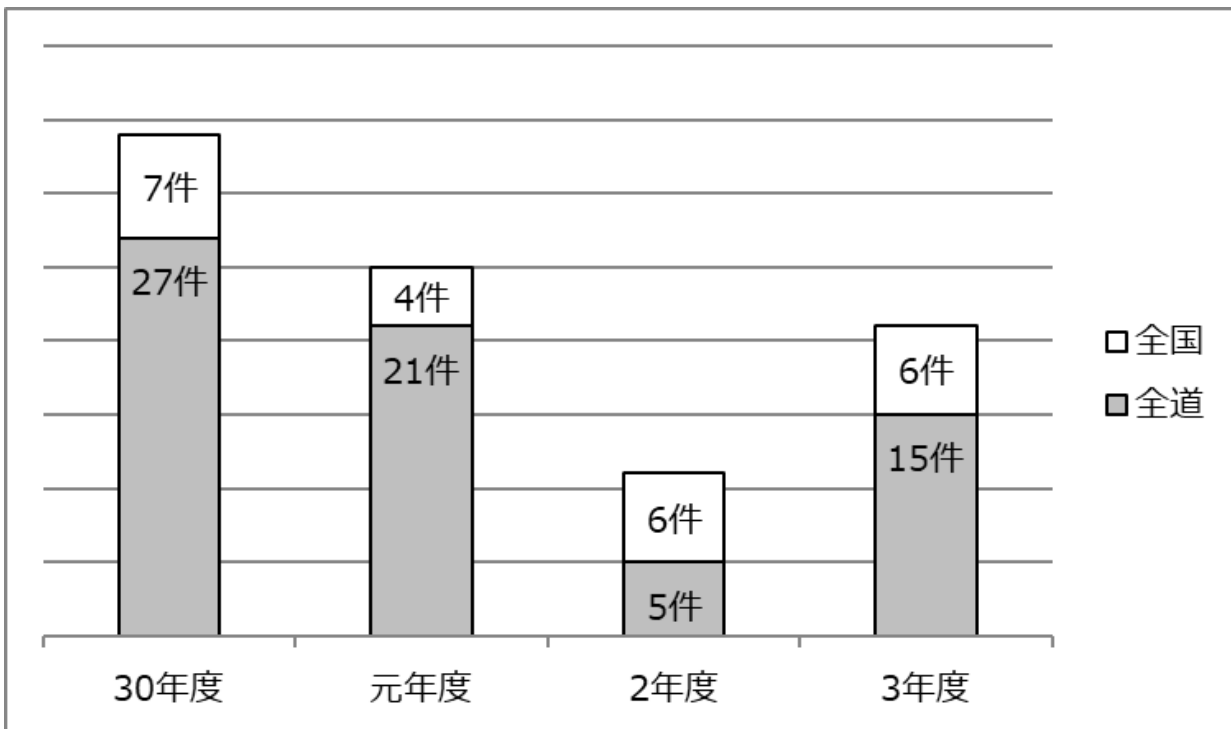
芸術劇場(阿寒地区)



■ 学校からの依頼で実施した教室・講座の件数



■ 全道・全国大会派遣助成の件数



令和2・3年度は、大会の自粛等で助成件数が落ち込んでいます。

(6) 文化芸術を担う人材の育成

現状と課題

先人から受け継いだ文化芸術を守り、発展させ、新たな文化芸術の創造に取り組み、それらを次の世代へ継承して行くためには、その担い手となる人材を得ることが不可欠です。

釧路市においては、市民による文化芸術活動がより一層活発に行われるよう、各種文化芸術団体に対し支援を行ってきました。

また、文化芸術に関する知識や技術を子どもたちに伝えるため、地元文化芸術団体が学校での文化芸術活動を支援する事業に取り組んでおり、子どものころから生涯を通じ文化芸術にかかわることができる環境の創出とともに、本市の文化芸術を担う次世代の育成に努めています。

さらに、永年にわたる文化芸術活動を通じ、本市の文化芸術の振興に貢献した個人・団体に対し、釧路市文化賞・文化奨励賞を授与し、本市の文化芸術のさらなる普及振興に努めています。

しかしながら、文化芸術に関するアンケート結果からも分かるように、文化芸術の各種団体においては会員の高齢化や減少など、文化芸術活動の普及や組織・団体の存続のための課題が山積しています。また、専門的な知識や技術、技能をもちながら地域に埋もれている人材もあり、その発掘も課題となっています。

このため、専門性を持ち、創造的な活動を行う人を発掘・育成することはもちろん、文化芸術活動を支える担い手やボランティアなど、活動に対する支援者の育成をさらに進めていく必要があります。

また、団体間、地域間の文化交流や研修会等を通じ、情報・人材・施設のネットワークづくりや文化団体等の活動情報を発信するとともに、釧路市文化賞等の顕彰事業を継続するなど、本市の文化芸術のさらなる普及・振興と人材の育成に努めなければなりません。

施策の方向

① 多様な活動や支援を行う人材の発掘・育成

② 人材育成のための支援・顕彰

具体的な施策

ア 豊富な知識や技術を持ち、創造的な活動を行う人材を「生涯学習人材バンク」に登録するなど、市民の文化芸術活動を支援する人材を発掘・育成します

イ 文化芸術活動や文化施設の運営を支えるボランティアの育成に努めます

ウ 文化芸術に関する情報を広く発信する市民ボランティアを育成します

ア 地元芸術家や郷土作家に対し成果発表の場を提供するなど、自主的な創作活動を支援します

イ 文化芸術の振興に貢献した個人・団体を顕彰します

主な事業とその内容

実施の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	生涯学習人材バンク登録制度	生涯学習課	文化・スポーツ活動等の豊富な知識や技術をもつ市民に、講師や指導者として登録していただき、これから学習をはじめようとする市民の活動を支援していただきます
	動物園ボランティアの養成	動物園	動物園内のガイドやイベントへの支援等を行うボランティアを発掘・養成します
	図書館ボランティアの養成	図書館	市民と協働する図書館活動を推進するため、ボランティア養成講座を開催し、館内利用案内や読み聞かせ、図書修理等のボランティアを養成します
	天文指導員の養成	こども遊学館	天文指導員養成講座を開催し、天文普及活動のリーダーとなる人材を養成します
②	郷土作家展	美術館	地元芸術家や郷土作家に対し作品発表の場を確保するなど、自主的な創作活動を支えます
	釧路市文化賞・文化奨励賞	生涯学習課	釧路市文化賞条例に基づき、本市の文化の発達に著しく貢献したと認められる個人又は団体を顕彰し、文化賞・文化奨励賞を授与します

■ 生涯学習人材バンク

生涯学習人材バンクは、個人がもつ特技や技術、学びを通じて得た知識等を地域に活かすことにより、

- ・自分の特技を活かせる喜び
- ・さまざまな人と出会う喜び
- ・自らが社会に役立っている喜び を感じていただくことを目指しています。

人材バンク登録の方法や登録者の情報は、市のホームページで確認できます。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
生涯学習人材バンク登録者数	36名	37名	37名	34名

現状データ

■ 施設登録ボランティアの人数(人) * 事業ごとの公募ボランティアは含まれません。

	30年度	元年度	2年度	3年度
美術館	53	52	52	43
博物館	102	106	104	103
動物園	21	21	21	17
中央図書館	66	84	88	84
阿寒町公民館図書館	11	10	10	11
音別町ふれあい図書館	3	4	1	1

■ 成果発表の場(件)

	30年度	元年度	2年度	3年度
博物館 (私の博物館)	1	1	1	1
阿寒町公民館	13	8	7	6
音別町文化会館	1	1	1	1
生涯学習センター (まなぼと幣舞)	60	64	32	50
交流プラザさいわい	9	8	16	16
市民文化会館	78	64	26	121

個々の持つ特技や技能、専門的知識を発表する場として実施した事業の件数です。
施設のロビーやギャラリー、市民自由広場(まなぼと幣舞)など、市民の成果発表の場の提供に、積極的に取り組んでいます。

釧路郷土作家展

昭和28年度より、公民館事業として、美術、書道、写真の三部門を中心に実施しており、文化活動の活性化に成果を上げています。

平成4年度より、釧路市民文化会館を会場に、釧路市民展を開催しており、平成12年度からは、釧路市民選抜展を「釧路郷土作家展」と名称を変え、さらに平成15年度から、両展を統合し内容の充実を図っています。

釧路郷土作家展出品数（点）

年度	美術	書道	写真	計
30年度	56	50	40	146
元年度	41	38	51	130
2年度	36	34	40	110
3年度	47	34	40	121

釧路市文化賞・文化奨励賞

昭和30年度から一般市民及び団体を対象に、芸術（音楽、文学、美術、芸能）及び科学（自然科学、人文科学）の部門において、その発展に著しく貢献した方に釧路市文化賞及び釧路市文化奨励賞を贈り顕彰しています。

文化賞・文化奨励賞 受賞数(～令和3年度)

	文化賞		文化奨励賞	
	個人	団体	個人	団体
芸術	39名	12団体	34名	21団体
自然科学	4名	—	5名	—
人文科学	7名	1団体	4名	1団体
社会体育	2名	—	3名	—

(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実

現状と課題

市民が活発に文化芸術活動を行うためには、活動の拠点となる文化芸術関連施設が市民にとって身近な場として積極的に活用されなければなりません。

また、施設がもつ機能や役割が市民の活動に十分に活かされるためには、施設のハード・ソフト両面にわたる環境の整備充実が図られる必要があります。

釧路市には、文化芸術の創造、交流、発信等の拠点施設として、釧路市生涯学習センターや釧路市民文化会館等の文化施設があります。これらの施設では、市民が文化芸術に関心をもち、主体的な活動を通じて創造性が高められるよう、魅力ある事業の展開や場の提供を行うとともに、市民が安全・安心に文化芸術活動を行えるよう、施設の環境整備に努めています。

しかしながら、市内には老朽化による補修箇所が増える傾向にある施設もあり、今後も施設の適切な維持管理に努めながら、本市の将来を見すえた、総合的視点に基づく施設整備を検討していくことも必要です。

また、施設において、高齢の方や障がいのある方など、配慮が必要な方々はもちろん、全ての利用者が安全・安心に活動するためのサポート体制の充実とともに、人命や災害等の不測の事態に的確に対応できる備えが必要であり、感染症対策やAEDの設置に加え、職員の対応力の強化も必要です。

さらに、多くの市民が文化芸術に親しみを感じ、さまざまな活動に積極的に参加してもらうためにはソフト的な整備も重要であり、施設間の連携強化による施設利用の利便性やサービスの向上とともに、施設の機能を活かしデジタル社会に対応した活動への支援に加え、それぞれの施設がもつ知識や専門性を結び、市民ニーズや時代に対応した新たな文化芸術関連事業の構築と提供に努める必要があります。

施策の方向

具体的な施策

① 施設の整備充実

ア すべての利用者が安全・安心に文化芸術活動や鑑賞ができる施設の適切な維持管理とともに、将来を見すえた総合的視点に基づく施設の充実に努めます

イ 新型コロナウイルス感染防止対策やAEDの設置、適切な応急処置や自然災害等不測の事態への対応力強化を図ります

② 施設の利用の促進

ア 施設の利用促進と利便性の向上を図るため、施設の貸出状況や他の文化施設の空室状況等最新の情報を提供します

イ デジタル技術を活用した文化芸術活動の取組やオンラインでの活動の交流等に対し、社会教育施設のもつ機能を提供し、市民の文化芸術活動を支援します

ウ 各施設がもつ知識や専門性を結び、市民ニーズや時代に対応した参加しやすい事業を構築します

主な事業とその内容

実施の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	各文化施設の整備	各文化施設	文化会館や生涯学習センター、博物館等の文化施設において、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安全・安心に活動できるよう、計画的な施設整備に努めます
	各施設のAED設置と心肺蘇生法等の応急手当講習会の受講	各文化施設	各文化施設にAEDを設置し、施設の職員が心肺蘇生法を含む応急手当に関する講習を受け、市民が安心して活動できるよう万全の体制を整えます
②	施設利用促進のための情報提供	各文化施設	年間を通じた施設の利用促進と利用者の利便性の向上を図るため、施設の貸出状況や施設間の連携による他の施設の空き室情報、イベント等の最新の情報を提供します
	施設間の連携事業の実施	各文化施設	各文化施設が連携を図り、講演会やイベント等を開催します
	郷土作家資料の整備	生涯学習課	郷土作家にまつわる文学資料の収集・保存と整理を行います



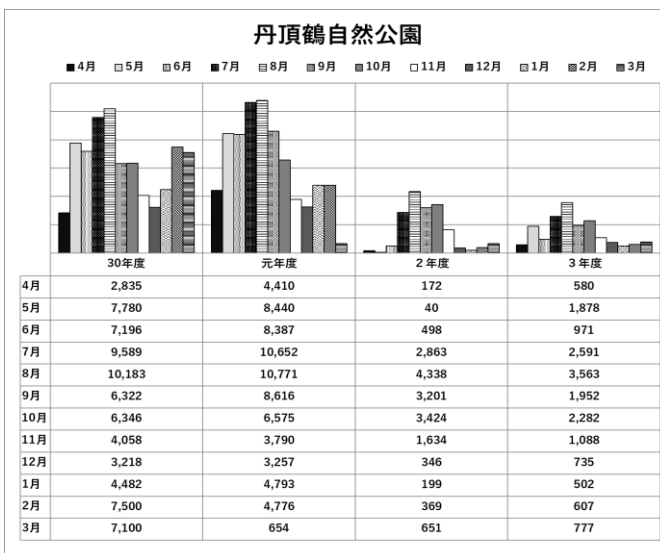
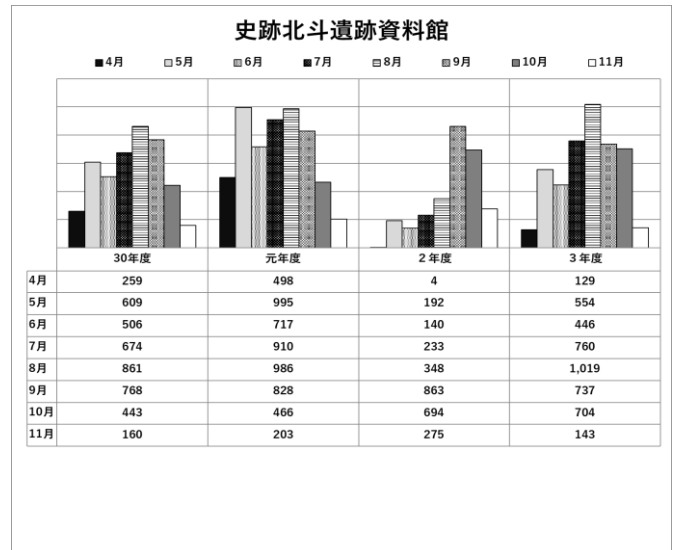
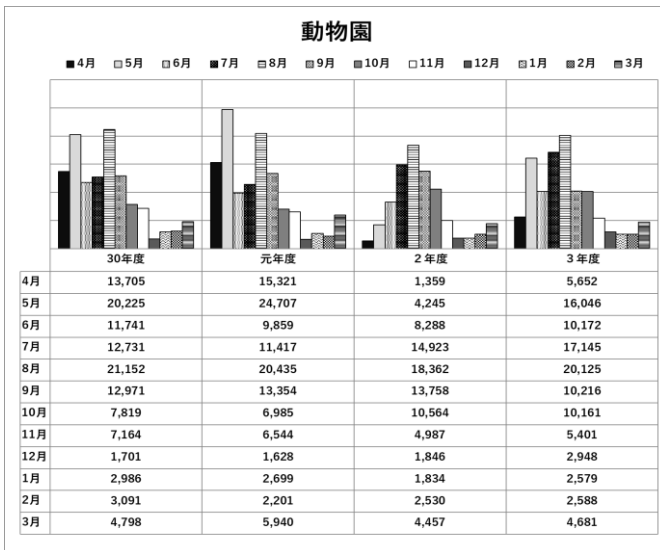
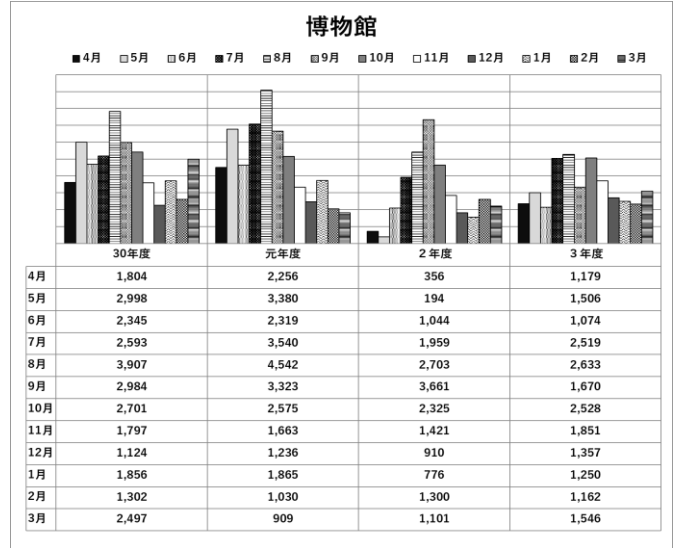
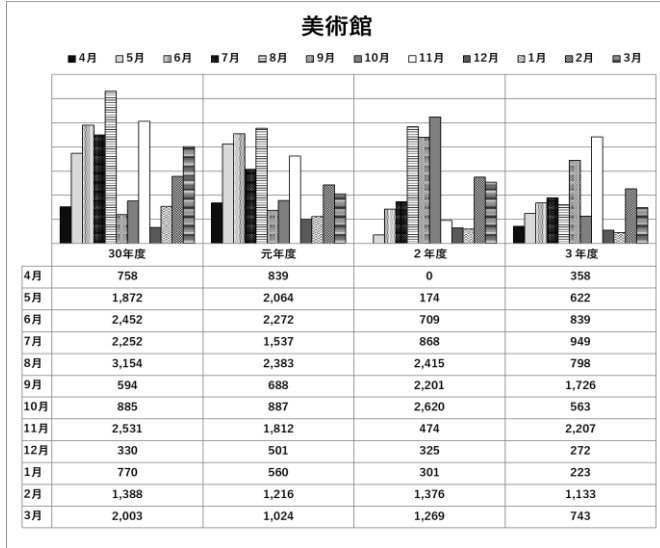
コロナウイルス感染症対策
(交流プラザさいわい)



多機能トイレ (中央図書館)

現状データ

■ 来館者の状況(平成30年度～令和3年度の各月)

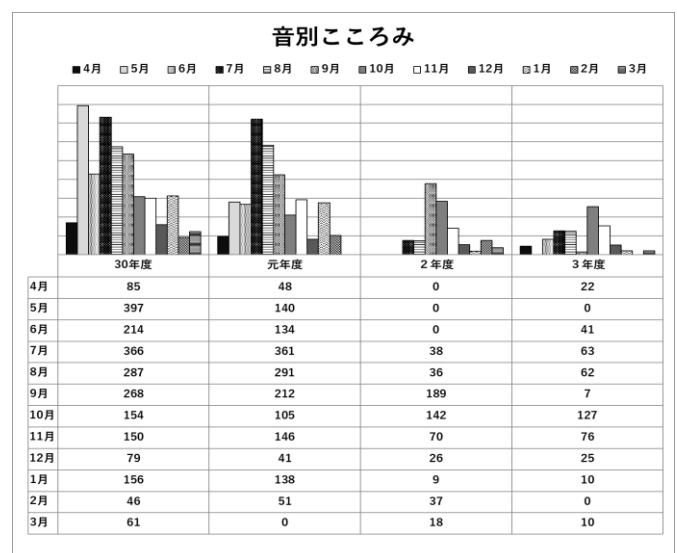
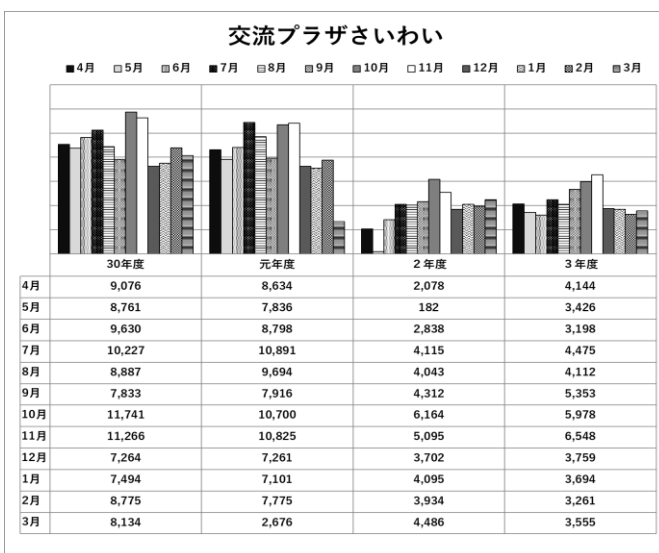
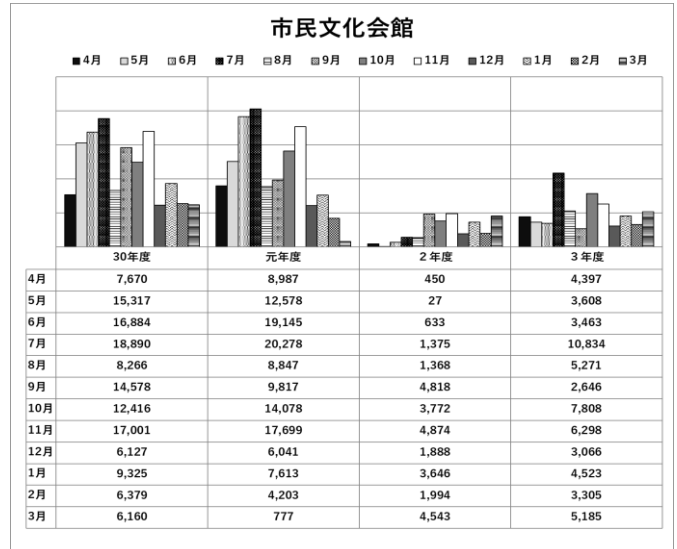
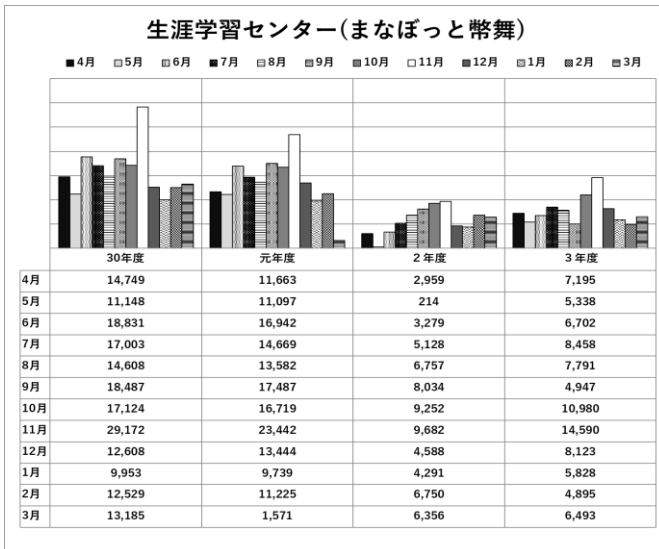
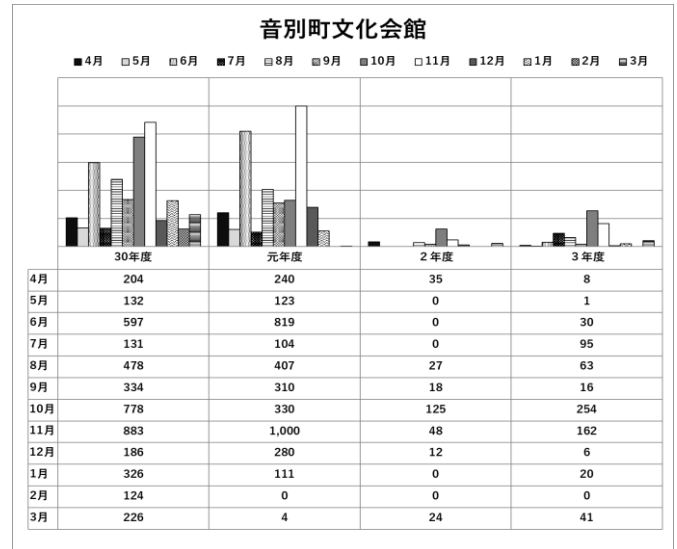
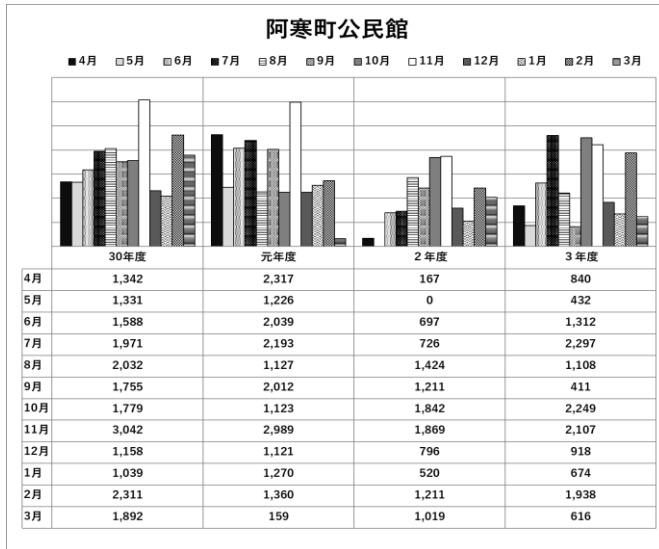


* 史跡北斗遺跡展示館は、冬期間(12～3月)は閉館しています。

令和2年度から3年度のかげ、全体的にコロナ禍による来館者の落ち込みが見られます。

冬期間の施設利用者数は、夏期間に比べ少ない数値になっていますが、各施設において、各種講座やイベント等を冬期間に実施する等の工夫をしています。

■ 利用者数の状況(平成30年度～令和3年度の各月)* 貸ホール、貸部屋含む



(8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進

現状と課題

インターネットの普及により、知りたい情報が簡単に入手できるようになり、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器は、今や生活に欠くことのできない通信手段となっています。また、コロナ禍等を背景に情報化は急速な進展をみせ、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、社会全体でデジタル化が進められました。

このため、釧路市では、文化芸術関連の情報を幅広い年齢層に伝えるため、広報紙や新聞、チラシ等とともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により積極的に発信しています。

また、地域の写真資料や美術関連記事など、本市の文化芸術の歴史をひも解く貴重な資料をデジタルデータ化し、資料の多様な利活用や劣化・損傷等のリスクの回避、後世に継承していくことのできる手段として推進に努めてきました。

しかしながら、文化芸術の情報は市民にとって分かりやすく、効果的に伝わらなければなりません。

このため、情報収集・発信の方法と内容を常に検証するとともに、市民がどのような情報を、いつどこで入手したいのかなど、市民の視点に立った情報収集・発信に努めなければなりません。

文化芸術に関する地域間交流は、市民の文化芸術活動を一層活性化させ、地元の文化芸術の新たな発見や人的ネットワークの形成につながります。

また、異なる文化をもつ地域の人たちが、文化芸術に関し相互に交流することは、多様な文化芸術への理解を深めるとともに、自分たちのまちの文化をあらためて見つめ直し、後世に伝え、発展させていくという意識の高まりにつながります。

本市では、釧路市文化団体連絡協議会を中心に、各文化団体がネットワークにより結ばれ、釧路・阿寒・音別の3地区で行われている芸術祭等や釧路市生涯学習センターを会場に開催される生涯学習フェスティバル等を通じて交流し合い、互いの活動への理解と、さらなる連携強化につなげています。

また、鹿児島県出水市等姉妹・友好都市との間で、文化芸術活動を行う団体や個人を派遣・受け入れをし、相互の文化芸術の交流を行っており、大きな成果を上げています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、さまざまな活動を停滞させ、これまで培ってきた人々の連帯意識や人間関係をも希薄化させました。その再生には、人々の最も身近にある文化芸術による人的交流が有効であり、文化芸術活動を通じ、地域コミュニティを活性化させ、活力あるまちづくりにつなげていく必要があります。

施策の方向

① 文化芸術に関する情報発信の充実

② 交流によるネットワークの形成

具体的な施策

- ア 市のホームページやSNS、「広報くしろ」など、さまざまな媒体により最新の文化芸術情報を発信します
- イ 文化芸術の歴史等に関する貴重な資料をデジタルデータ化し、保存・保全に取り組むとともに、市民が活用しやすい情報の提供を行います
- ア 世代や地域を超えた広域的な文化芸術活動の交流により、文化芸術の新たなネットワークを形成し、相互の活動を促進します
- イ 姉妹・友好都市等との交流事業を積極的に行うなど、国内外との文化交流を促進します

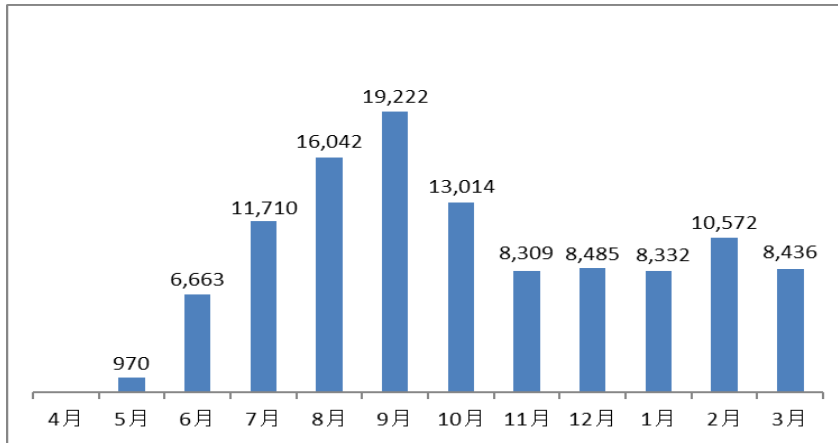
主な事業とその内容

実施の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	生涯学習インフォメーション	生涯学習課	「広報くしろ」等において、多岐にわたる文化芸術等に関する講座やイベント等の情報を広く市民に発信します
	生涯学習ハンドブックの公開	生涯学習課	文化・スポーツ活動のサークルや生涯学習人材バンク登録者等の情報をホームページで公開します
	釧路新書・叢書の発行	生涯学習課	釧路地域の歴史や文化、産業等をひも解く書籍として釧路新書・叢書を発行します
	文化芸術団体の紹介	生涯学習課	釧路市内で活動している文化芸術団体を市のホームページで紹介します
	地域資料の収集・公開・デジタルデータ化	生涯学習課 図書館	釧路地方の地域資料の収集・公開とともに、原紙で保存されている資料のデジタルデータ化とWeb公開について検討を進めます
	博物館情報の発信	博物館	博物館の活動を広く紹介するため、ホームページやSNS、メールマガジン等を組み合わせた情報を効果的に発信します
	動物園情報の発信	動物園	ホームページやフェイスブック等SNSを利用し、動物園の様子や活動等の情報を広く発信します
	市民ニーズの把握	生涯学習センター	文化芸術に関する講座や講演会終了後、参加者を対象としたアンケート調査により学習ニーズを把握し、今後の事業立案に活かします
	文化芸術・学習施設の 情報提供	各文化施設	ホームページ等により、文化芸術・生涯学習に関する講座やイベント、施設情報等を広く発信します
②	文化交流の推進	生涯学習課	友好都市鹿児島県出水市との間で行われている文化交流をはじめ、国内外との文化交流を促進します
	生涯学習フェスティバル	生涯学習センター	体験講座や発表会、学習会など、日頃の活動成果を発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広めます
	釧路市芸術祭・阿寒町 総合芸術祭・音別町 総合文化祭	各文化施設	地域の文化芸術団体・個人の日頃の活動を展示やステージなどで発表するとともに、参加者同士の交流を深めネットワークを広げます

現状データ

■ 情報発信の状況

美術館「ホームページ」閲覧状況(件) * 令和3年度



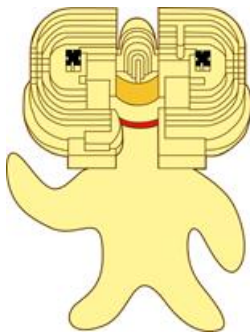
美術館キャラクター

ペキタ

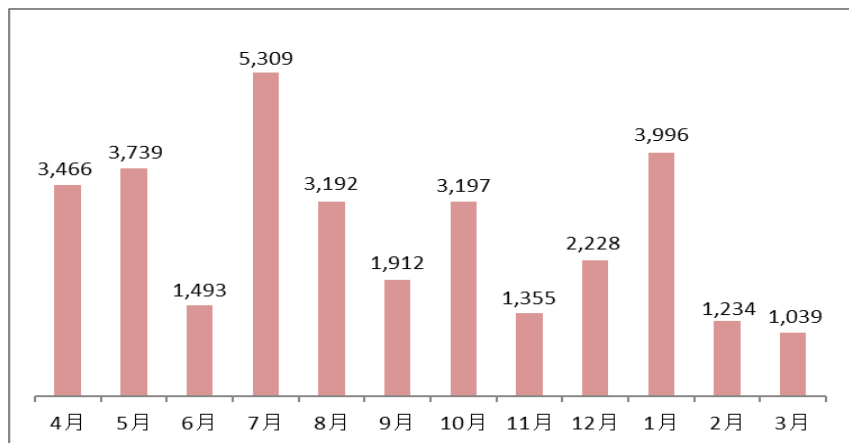


博物館キャラクター

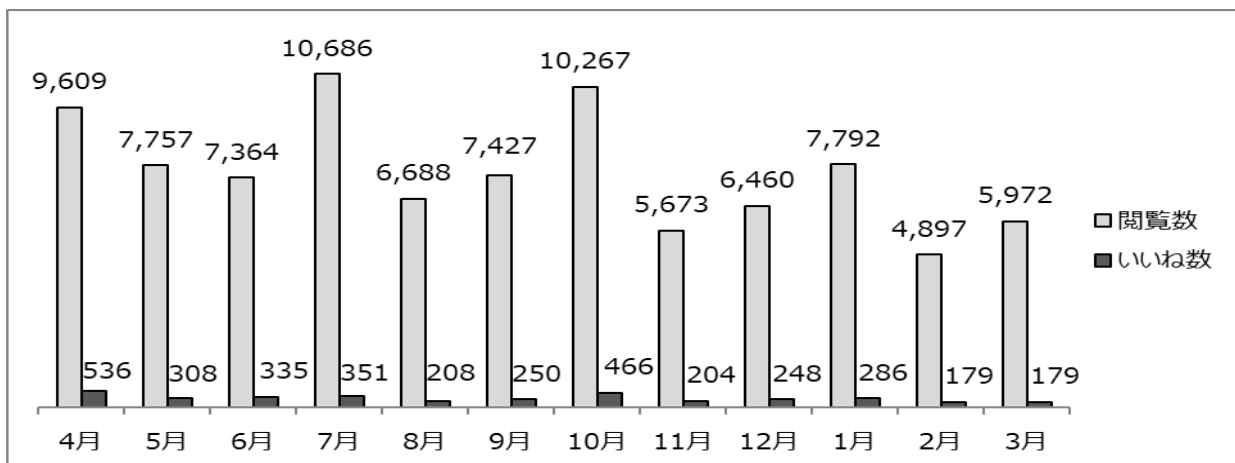
はっくん



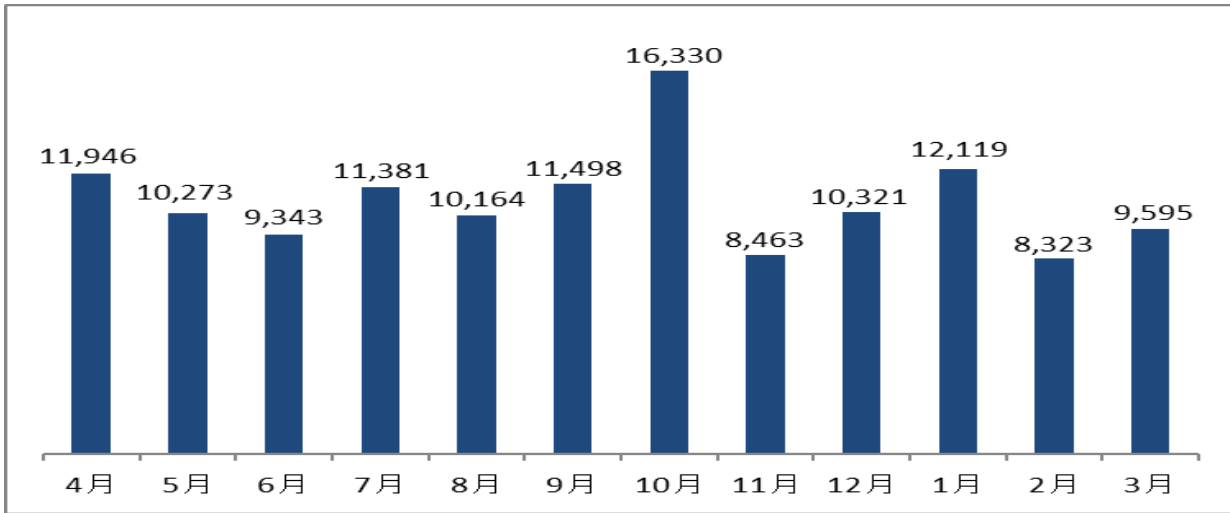
博物館「フェイスブック」閲覧状況(件) * 令和3年度



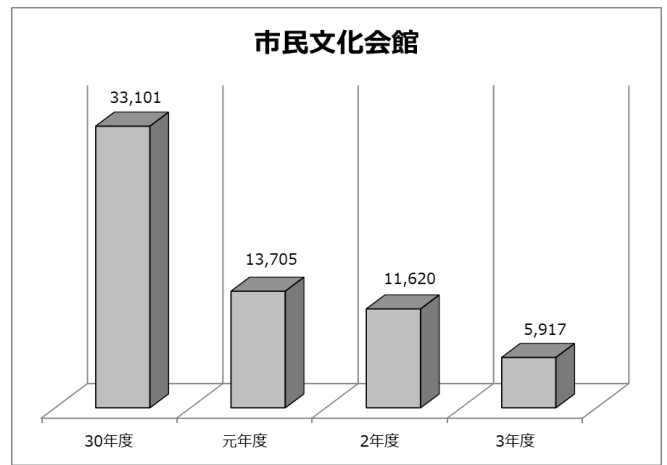
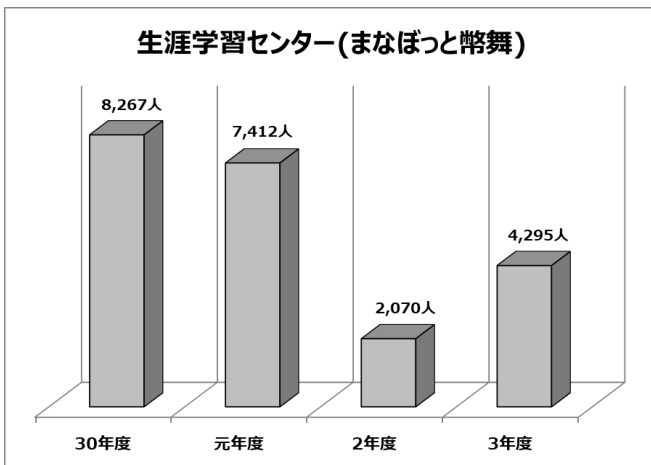
図書館「フェイスブック」閲覧状況(件) * 令和3年度



図書館「Instagram」閲覧数(件) * 令和3年度



■ 成果発表の場に参加した人数



芸術祭・文化祭

日頃の活動の成果を発表することは、個人の知識や技術を向上させるためだけでなく、人的ネットワークの形成や地域の文化芸術活動の活性化につながります。

本市では、釧路・阿寒・音別地区において、釧路市文化団体連絡協議会が中心となり、芸術祭（文化祭）において、各文化芸術団体による成果発表や交流を通じ、互いの活動への理解とさらなる連携強化につなげています。

生涯学習フェスティバル（まなトピア）

生涯学習フェスティバル（まなトピア）は、生涯学習センター（まなぼつと幣舞）を会場として、文化芸術団体やサークルの皆さんによる運営により、体験講座やステージ発表、学習会等が開かれ、多くの市民が参加しています。参加者や団体同士が連携を深める場として、とても大きな役割を担っています。

(9) その他文化芸術の振興に関する基本的な事項

現状と課題

①釧路独特の食文化の保存・継承

釧路市には、長い歴史と風土で育まれた地域独特の食文化があります。

特に、古くから捕鯨基地として栄えてきた本市においては、鯨食文化はごく身近な食文化であり、今後も鯨食文化の振興と発展の取組は必要不可欠です。

アイヌの人たちの文化や歴史、生活を知る上で、アイヌ民族の伝統的な食文化（アイヌ料理）を継承していくことが大切であり、アイヌ文化の発展のため、今後もアイヌ料理を広め守り続ける取組が必要です。

本市には魚介類のほか、阿寒地域の豚肉や鹿肉、音別地域の露やキクイモ等多くの地元食材があります。また、釧路そば、釧路ラーメン、ザンギ、ヒメマスやワカサギ料理など、地域で育まれた郷土料理や釧路発祥のご当地グルメが数多くあります。令和4年に策定された「釧路市食育推進計画」においても、魚介類等伝統的な食文化の継承を掲げており、まちづくりと地域の発展につなげるためにも、本市の食文化を守り、食の魅力を発信する取組が必要です。

②文化芸術による地域の振興

本市には、国立公園の「阿寒摩周」や「釧路湿原」をはじめとした、世界に誇れる豊かで雄大な自然があり、加えて、特別天然記念物「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」など、貴重な希少動植物を数多く有しており、これらの財産を内外に広く発信する取組が必要です。これを踏まえ、タンチョウと阿寒湖のマリモが特別天然記念物指定70年となった令和4年、釧路市動物園に天然マリモを展示し、タンチョウと阿寒湖のマリモを一つの場所で見られるイベントを実施しました。今後も、本市の貴重な財産を最大限活かした取組をしっかりと進めていく必要があります。

また、本市では、日本を代表する作家や作曲家、写真家など、多くの著名人を輩出しており、これら文化芸術にかかわる豊富な資源は、本市の魅力をアピールできるものです。これを踏まえ、地域の文化芸術の振興とまちの活性化を目指す目的に開催した「エンジン0 1・0 2 in 釧路」では、地元出身作家をはじめ、各界で活躍する著名人による専門性の高い話を身近に聞くことができ、本市の文化力の向上に大きな成果をもたらしました。今後も質の高い文化イベント等を誘致し、さらなる文化芸術の振興を図っていく必要があります。

③観光客や長期滞在者への文化芸術の情報・機会の提供

本市を訪れる観光客数は、令和元年度5,307千人と過去最高となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は2,461千人、令和3年度は2,756千人と減少したものの徐々に回復傾向にあります。

一方、長期滞在者に関しては、令和元年度2,219人、延べ滞在日数も25,872日と過去最高を記録し、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、1,362人、延べ滞在日数も17,087日と多くの方々が来訪され、北海道がまとめた令和3年度実績では平成23年度から11年連続で全道第1位となっています。

市外から来られた多くの方々に、本市の優れた文化芸術を知ってもらい、さらには体験・活動してもらうことは、本市の魅力を内外に発信する絶好の機会ととらえ、本市の文化芸術の振興と発展に寄与するものとして、今後もしっかりと取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- ① 釧路独特の食文化の保存・継承
- ② 文化芸術による地域の振興
- ③ 観光客や長期滞在者への文化芸術の情報・機会の提供

具体的な施策

- ア 関係部署等との協力のもと、地元食文化の普及・啓発と、地産地消の観点から地元食材の活用促進に努めます
 - イ アイヌ料理や郷土料理等を守り伝える取組として、料理教室や講座等の開設を進めます
-
- ア 地域振興を図るため、関係機関や庁内関係部署等と連携し、本市の文化芸術資源を活用した取組を促進します
 - イ 北海道や他市町村における取組など、情報の収集を行います
-
- ア 釧路を訪れる観光客へ文化芸術関連情報を発信し、釧路の魅力を知ってもらい、何度も足を運んでもらう取組を進めます
 - イ 庁内関係部署と連携を図り、長期滞在者への文化芸術の情報や活動・参加機会を提供します

地元食材を使った料理教室の様子



釧路学教養講座の様子

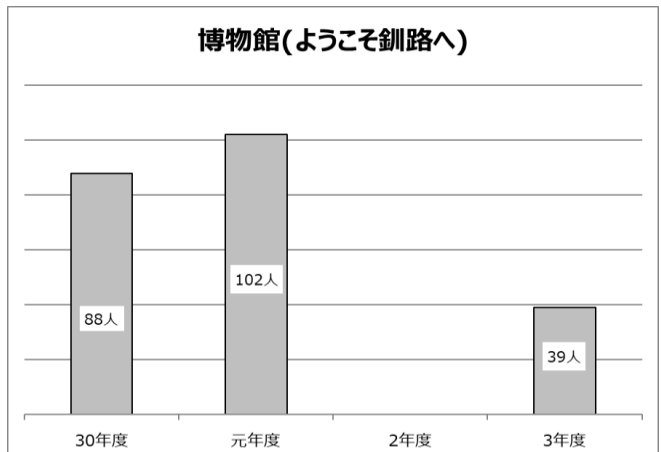
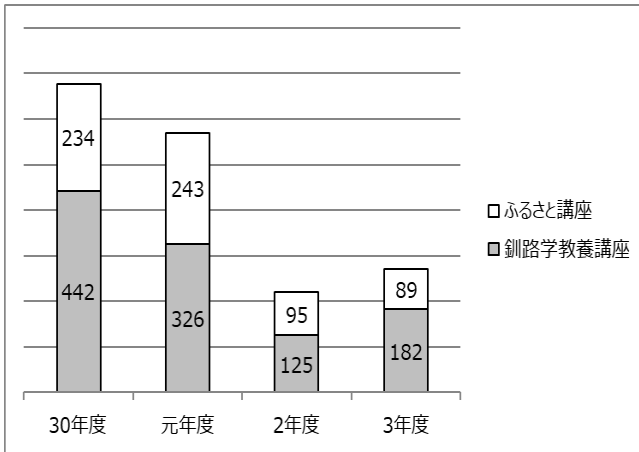


主な事業とその内容

施策の方向	事業名	主管課等	事業の内容
①	地産地消講座の開催	生涯学習センター	アイヌ料理や地元食材を活用した郷土料理等の講座を開催します
	そば打ち講座「釧路そば塾」	生涯学習センター	釧路のそば文化を学ぶとともに、そば打ちの手法を習得する教室を実施します
	学校給食「ふるさと給食」	総務課給食担当	ふるさと給食の実施により、地元の食材の豊かさを実感し、ふるさと釧路の素晴らしさを再認識してもらうことや地産地消の観点から、釧路・阿寒・音別の食材を使用した料理を提供します
②	動物園情報の発信	動物園	動物園ホームページ、インターネット動画、フェイスブック・ツイッター等SNSを利用するなど、動物園の様子や魅力ある活動を紹介します
	博物館情報の発信	博物館	Webサイト、SNS、メールマガジン等を組み合わせた情報を効果的に広く発信するとともに、オンラインでの動画配信、情報発信や地域の魅力の発信についても検討していきます
	タンチョウ・マリモの保護と活用	動物園 阿寒生涯学習課	特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」の保護への理解を深める取組や各種イベントを適宜実施します タンチョウとマリモを貸与している台北市立動物園との学術交流を継続するとともに、台湾の方々を本市に招くためのPRへつなげます
③	観光客や長期滞在者へのPR	生涯学習課	釧路を訪れる観光客や長期滞在者、新たに転入された方々等へ釧路の文化芸術に関心を持ち、活動・参加してもらうためのPR活動を行います
	学芸員展示解説「ようこそ釧路へ」	博物館	最新情報を交えながら、釧路の自然と歴史をわかりやすく紹介します
	釧路学教養講座 ふるさと講座	生涯学習センター	転入者や長期滞在者等を対象に、釧路の魅力を伝える講座を開催します
	市民学園講座「ライフアップ講座」	生涯学習センター	転入者や長期滞在者、大学生等のための釧路入門講座を開催します
	外国語による案内表示	各文化施設	外国人観光客が釧路の歴史や文化をより理解していただくため、外国語によるパンフレットや案内板等の設置の取組を進めます

現状データ

■ 転入者、長期滞在者、大学生等を対象とした講座への参加者数(人)



生涯学習センターで開催している「ふるさと講座」「釧路学教養講座」、博物館で開催している「ようこそ釧路へ」は、転入者、長期滞在者、大学生等に釧路の魅力を伝える内容として展開しています。特に「ふるさと講座」は、バスで地域を巡って学ぶなど、さまざまな体験や学習ができる内容となっています。

■ 学校給食「ふるさと給食」

ふるさとの食材を通じて釧路の良さを再認識してもらうため、平成2（1990）年度から実施しています。

		元年度	2年度	3年度
10月	小学校	ご飯 味噌けんちん汁 さんまの甘露煮	ご飯 味噌けんちん汁 いわしの生姜煮	
	中学校	ご飯 ふるさと芋団子汁 さんまの蒲焼き風 たくあん	ご飯 ふるさとかぼちゃ団子汁 いわしの生姜煮 きざみたくあん	
11月	小学校	ご飯・鶏ごぼう汁 味付けのり A：さばの塩焼き B：厚焼き卵 茎若布ご飯 味噌けんちん汁 A：厚焼き卵 B：さばの塩焼き	若布ご飯 とりごぼう汁 たらフライ	ご飯 とりごぼう汁 たらフライ
	中学校	ご飯 豚汁 さばの塩焼き 昆布の佃煮	ご飯 どさんこ汁 たらフライ 昆布の佃煮	ご飯 どさんこ汁 釧路産たらフライ 昆布の佃煮
12月	小学校	ご飯 味噌汁 阿寒ポークの照り煮 子持ち焼きししゃも	ご飯 味噌汁 鶏肉の照り煮 焼きししゃも（オス）	ご飯 くじら味噌ちゃんこ汁 厚焼き卵 昆布の佃煮
	中学校	ご飯 じゃが芋と油揚げの味噌汁 阿寒ポークのジンギスカン風 子持ち焼きししゃも	ご飯 味噌汁 阿寒ポークの生姜炒め 焼きししゃも（オス）	ご飯 くじら味噌ちゃんこ汁 野菜のかき揚げ丼 きざみたくあん

釧路市文化芸術振興基本条例

原始の姿を今に伝える阿寒の山々、太古から悠久の営みを続ける釧路湿原をゆりかごに、先人たちは、自然と共生するアイヌ文化をはぐくむとともに、北の大地と海に根ざした産業を興し、日々の暮らしに潤いと安らぎをもたらす釧路の豊かな文化芸術を築き上げてきた。

釧路の風土ではぐくまれた文化芸術は、その継承と発展を通して、市民の豊かな人間性と創造性を伸ばすとともに、今日の活力ある地域社会の形成に大きな役割を果たしてきている。

私たちは、この地に暮らす誰もが心豊かに充実した生活を営み、子どもたちの明るい未来が輝きを増すよう、先人から継承された文化芸術を守り、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造に取り組み、次の世代へと引き継いでいかなければならない。

そのためには、文化芸術活動を行う市民の自主性を尊重し、誰もが文化芸術を享受できる環境を整えるとともに、この地の文化芸術を地域内外に発信し、その交流を促進していくことが必要である。

ここに、私たちは、釧路の文化的風土を尊び、創造性あふれるまちを目指し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生き生きと心豊かに充実した生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、誰もが文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が豊かな人間性及び創造性を培う上で重要な役割を担うものであることにかんがみ、市民が子どもの頃から生涯を通じて文化芸術に関わることができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術のあらゆる分野において、多様な文化芸術の保護、継承及び発展が図られるとともに、新たな文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することによって文化芸術の発展が図られ、ひいては地域の活性化に資するよう考慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協働して取り組まれるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、文化芸術の担い手として自主性及び創造性を発揮して文化芸術活動を行い、又は文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を継承し、発展させ、又は創造する役割を担うものとする。

(基本方針)

第5条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の鑑賞又は参加の機会の充実に関すること。
- (2) 地域の特性を反映した文化芸術の発展に関すること。
- (3) 文化財の保存、活用及び継承に関すること。
- (4) アイヌ文化の保存、継承及び発展に関すること。
- (5) 子どもが行う文化芸術活動の充実に関すること。
- (6) 文化芸術を担う人材の育成に関すること。
- (7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
- (8) 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する基本的な事項に関すること。

3 市は、基本方針及びこれに基づく施策に市民等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等)

第7条 市は、文化芸術の振興に寄与する活動を行うもの等に対し、助成その他の支援を行うものとする。

(顕彰)

第8条 市は、文化芸術の振興に関し功績があったと認められるものを顕彰するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

釧路市文化振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の文化及び社会教育の振興に寄与する活動を行う団体及び個人等（以下「団体等」という。）に対して助成及び奨励を行い、市民文化及び社会教育の育成と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術（音楽、美術、文学及び芸能）並びに科学（自然科学及び人文科学）をいう。
- (2) 社会教育 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体が行う事業をいう。

(助成、後援)

第3条 市は、市内に事務所又は住所を有する団体等が次の各号のいずれかに該当する場合で釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 本市の文化及び社会教育の振興に著しく寄与すると認められる発表会、講演会、展覧会及び展示会（以下「発表会等」という。）を開催するとき、又は出版物を刊行するとき。
- (2) 市内で全道的な規模以上の発表会等を開催するとき。
- (3) 全市的な規模で総合的な発表会等を開催するとき。
- (4) 全市的な規模で児童生徒の発表会等を開催するとき。
- (5) 児童生徒が予選等を経て、全道的な規模以上の発表会等に出場するとき。
- (6) その他教育委員会が文化及び社会教育の振興のため特に意義があると認めた発表会等、研修会若しくは会議を開催し、又はこれらに出場し、若しくは参加するとき。

2 教育委員会は、団体等が開催する前項各号（第5号を除く。）の発表会等を主催者の申請により後援することができる。

(表彰及び買上げ)

第4条 教育委員会は、文化活動及び社会教育活動を奨励するため、発表会等における優秀者の表彰及び優秀作品の買上げをすることができる。

(申請)

第5条 第3条第1項の助成金の交付又は同条第2項の後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会に申請しなければならない。

(助成、後援の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、助成又は後援の可否を決定し、その結果を速やかに当該申請者に通知しなければならない。この場合において、助成又は後援すべきものと決定したときは、目的達成のため必要な条件を付することができる。

(取消し及び返還)

第7条 教育委員会は、前条の規定により助成又は後援すべきものと決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、若しくは助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は後援を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) この条例又は前条の条件に違反したとき。

(調査、報告)

第8条 教育委員会は、助成金を交付した団体等に対して必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市文化振興条例（昭和50年釧路市条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定により阿寒町文化振興条例（平成2年阿寒町条例第3号）が引き続き施行されている間、同条例の適用を受ける者については、この条例は適用しない。

釧路市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は道の指定するものを除き、本市にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(所有者等の心構え)

第3条 文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な公共的財産であることを自覚し、これを公共のために保存するよう努めるとともに、文化的活用に関心しなければならぬ。

2 釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、本市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者権原に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、釧路市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、無形文化財を市指定文化財として指定しようとするときは、当該無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ釧路市文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定文化財がその文化的価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、指定を解除することができる。

2 市指定文化財が、本市の区域内に存しなくなったとき、又は国若しくは道の文化財として指定を受けたときは、前条の規定は解除されたものとする。

3 前条第2項の規定により認定された市指定文化財である無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、同条第1項の規定は解除されたものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定を解除する場合に準用する。

(指定又は解除の告示等)

第6条 教育委員会は、前2条の規定により市指定文化財の指定をし、又は解除をしたときは、速やかにその旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。

(管理の義務)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(届出)

第8条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が変更したとき。
- (2) 氏名、名称又は住所を変更したとき。
- (3) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、損傷し、又は盗み取られたとき。
- (5) 市指定文化財である記念物の所在、地番又は地積に異動があったとき。

2 市指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更)

第9条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理等の届出)

第10条 所有者等は、市指定文化財の修理その他の維持の措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る修理等に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の勧告)

第11条 教育委員会は、市指定文化財の管理が適当でないとき、又は修理を必要と認めるときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(調査、報告)

第12条 教育委員会は、必要と認めるときは、所有者等の同意を得て市指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(管理又は修理の補助)

第13条 教育委員会は、市指定文化財の管理又は修理のため必要と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の補助金の交付に当たり、必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の補助金の交付を受けた者がその目的又は前項の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し教育委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市文化財保護条例(昭和50年釧路市条例第35号)又は阿寒町文化財保護条例(昭和42年阿寒町条例第15号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により指定された文化財は、それぞれこの条例の規定により指定されたものとみなす。

3 合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(前項の規定に該当するものを除く。)は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行日の前日までになされた合併前の阿寒町文化財保護条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鉏路市文化賞条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鉏路市文化賞（以下「文化賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化賞)

第2条 鉏路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本市の文化の発達に著しく貢献したと認められる個人又は団体に対し、文化賞を贈る。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、本市の文化の発達に寄与した個人又は団体に対し、鉏路市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈ることができる。

3 文化賞及び文化奨励賞は、賞状及び記念品とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

文化芸術基本法

平成十三年十二月七日
法律第四百四十八号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の

保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

釧路市文化芸術振興計画 策定経過

年月日	場 所	内 容
令和4年6月8日	釧路市生涯学習センター	【第1回策定委員会】 ◆正副委員長の選出 ◆策定に係るスケジュールについて ◆計画の構成について ◆策定部会のメンバーについて
令和4年6月29日	釧路市生涯学習センター	【第1回策定部会】 ◆副部会長の選出 ◆アンケート内容について
令和4年 10月12日・19日	釧路市生涯学習センター	【第2回策定部会】 ◆アンケート結果について ◆現状と課題等について
令和4年 10月26日・27日	釧路市生涯学習センター	【第3回策定部会】 ◆具体的な施策等について
令和4年11月10日	釧路市生涯学習センター	【第2回策定委員会】 ◆各部会の検討結果について ◆計画素案（案）について ◆今後のスケジュールについて
令和4年12月19日 ～ 令和5年1月18日	パブリックコメント（市民意見募集）	
令和5年2月2日	釧路市生涯学習センター	【第3回策定委員会】 ◆意見募集の結果について ◆計画案について

釧路市文化芸術振興計画策定委員

役職等	委員氏名	所属・団体等
部会長	石 田 憲 一	釧路市社会教育委員
副部会長	片 桐 茂 貴	釧路市文化団体連絡協議会
	越 後 和 恵	釧路市文化団体連絡協議会
	田 丸 典 彦	釧路市社会教育委員
	中 川 敏 彦	釧路市文化団体連絡協議会
	中 西 紗 織	釧路市社会教育委員

釧路市文化芸術振興計画

《2023～2027 年度》

発行 釧路市教育委員会

2023 年 3 月

編集 釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課

〒085-0016 釧路市錦町 2 丁目 4 番地

